

令和5年度

介護保険サービス事業者等及び 障害福祉サービス事業者等 集団指導

※動画視聴後に「船橋市オンライン申請・届出サービス」より、
資料等確認報告をお願いします。

資料等確認報告をもって、令和5年度の集団指導への出席とします。

船橋市 指導監査課

介護保険サービス 訪問・通所系

令和5年度 船橋市指導監査課 介護保険サービス事業者等及び障害福祉サービス事業者等集団指導

1 運営指導及び監査等の状況 (P5)

2 各種お知らせ等 (P23)

3 運営指導等における指摘事例等

- ・全サービス共通 (P44)
- ・訪問介護、訪問入浴介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護 (P58)
- ・訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導 (P74)
- ・(地域密着型・認知症対応型) 通所介護 (P84) ・通所リハビリテーション (P95)
- ・福祉用具貸与、特定福祉用具販売 (P101) ・居宅介護支援 (P109)

4 関係法令等

- 1 介護保険課からのお知らせ (P127)
- 2 障害福祉課からのお知らせ (P141)

令和5年度集団指導について

はじめに

平素より、船橋市の介護保険行政にご協力いただきありがとうございます。

船橋市では、介護保険制度の適正な運営を確保するため、市内介護保険サービス事業者等の方々を対象に書面開催（動画形式）にて、集団指導を実施します。

令和5年度集団指導では、主に近年の運営指導において確認された指摘事例等をご説明させていただきますので、今後とも適切な事業運営にご協力をお願いします。

本集団指導において説明した内容は、令和6年度介護報酬改定にて変更になる場合があります。

各事業所におかれましては適宜ご確認をお願いいたします。

なお、新たに改正内容が発出された際にはお知らせいたします。

令和5年度集団指導について

受講の流れ

各事業所は、以下の流れに沿って受講してください。

(1) 集団指導（動画）より動画視聴を行ってください。（YouTubeでの視聴。）

※「3 運営指導等における指摘事例等」については、該当サービスの視聴をお願いします。

※動画視聴の際に、併せて集団指導（資料）を確認することをお勧めします。

(2) その他関連部署からのお知らせを確認してください。

※保健所健康危機対策課による研修動画も必ずご覧ください。

(3) 関連資料等リンクより自己点検シート等の確認を行ってください。

令和5年度集団指導について

受講確認報告のお願い

動画視聴後に「船橋市オンライン申請・届出サービス」より資料等確認報告をお願いします。資料等確認報告をもって、令和5年度の集団指導への出席とします。

※事業所で複数サービスを提供されている場合は、報告サービス区分ごとの報告を行ってください。

例：介護老人福祉施設と通所介護の指定がある場合 → 別々に報告が必要です。
訪問介護と居宅介護支援の指定がある場合 → 別々に報告が必要です。

「船橋市オンライン申請・届出サービス」

【介護保険サービス事業者等】令和5年度集団指導資料等確認報告（指導監査課宛）

URL：https://e-shinsei.city.funabashi.lg.jp/city-funabashi-u/offer/offerList_detail?tempSeq=3835

（動画の概要欄にもURLを記載しております。）

介護保険サービス 訪問・通所系

令和5年度 船橋市指導監査課 介護保険サービス事業者等及び障害福祉サービス事業者等集団指導

1 運営指導及び監査等の状況 (P5)

2 各種お知らせ等 (P23)

3 運営指導等における指摘事例等

- ・全サービス共通 (P44)
- ・訪問介護、訪問入浴介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護 (P58)
- ・訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導 (P74)
- ・(地域密着型・認知症対応型) 通所介護 (P84) ・通所リハビリテーション (P95)
- ・福祉用具貸与、特定福祉用具販売 (P101) ・居宅介護支援 (P109)

4 関係法令等

- 1 介護保険課からのお知らせ (P127)
- 2 障害福祉課からのお知らせ (P141)

指導とは

指導は、サービス事業者等が行う介護給付、予防給付及び第1号事業支給費の支給に係る指定居宅サービス及び指定施設サービス等の内容並びに介護給付等に係る費用の請求等について、法令の適合状況等を把握し、必要な助言及び指導又は是正の措置を講ずることにより、介護給付等対象サービスの質の確保並びにその利用者及び入所者等の保護、それに加えて保険給付等の適正化を目的とします。

指導の方法

① 集団指導

必要な指導の内容に応じ、サービス事業者等に向けて、講習等の方法により行います。

② 運営指導

介護保険法（以下、「法」という。）第23条に基づき、指導の対象となるサービス事業者等の事業所において実施します。

なお、著しい運営基準違反が確認され、利用者等の生命又は身体の安全に危害を及ぼすおそれがあると判断した場合又は介護報酬請求に誤りが確認され、その内容が著しく不正な請求と認められる場合は監査へ変更となります。

※上記のほか、相談時、指定時又は更新時等においても対面等により指導を行います。

令和5年度運営指導重点項目

①虐待防止、身体拘束廃止の取り組みの促進

虐待防止及び身体拘束廃止のための対策を検討する委員会を定期的を開催し、その結果について、従業者に周知徹底を図っているか、指針を整備しているか、研修を定期的実施しているか確認し、その適正化を図る。

また、虐待防止のために、上記の措置を適切に実施するための担当者を置いているかを確認し、その適正化を図る。

(虐待防止については、令和6年3月31日まで努力義務とする。)

令和5年度運営指導重点項目

②感染症・食中毒の発生及びまん延防止対策等の徹底

感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的
に開催し、その結果について、従業者に周知徹底を図っているか、指針を整備してい
るか、研修並びに訓練を定期的実施しているかを確認し、その適正化を図る。

業務継続に向けた計画等を策定し、従業者に周知しているか、研修及び訓練を定期
的に実施しているかを確認し、その適正化を図る。

(感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための訓練の実施及び業務継続計画に
ついては、令和6年3月31日までは努力義務とする。)

令和5年度運営指導重点項目

③非常災害対策の強化

消防計画を含む非常災害に関する具体的計画（火災、風水害・土砂災害、地震等に対処するための地域の実情に応じた計画）は作成されているか、入所施設、通所施設に関しては防災訓練を年2回実施しているか、また、入所施設又は宿泊サービスを伴う通所施設に関しては、そのうち1回は夜間を想定した訓練を実施しているか、また消防用設備の整備状況や点検状況等を確認し、その適正化を図る。

また、浸水想定区域及び土砂災害警戒区域内に所在する事業所での風水害を含んだ非常災害対策計画の作成、訓練の実施の確認をし、その適正化を図る。

令和5年度運営指導重点項目

④報酬請求指導

各種加算等の算定要件について確認し、その適正化及び不正請求の防止を図る。
令和3年度報酬改定に伴う利用者への周知、同意の確認、加算が適切に算定されているか確認し、その適正化を図る。

介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算・介護職員等ベースアップ等
支援加算処遇改善計画書の介護職員等への周知。

⑤個別ケアを推進し、尊厳のある生活支援の実現に向けたサービスの質の確保・向上

利用者の心身の状況などを踏まえ、計画（居宅サービス計画、個別サービス計画）が作成され、居宅サービス計画と個別サービス計画の整合性がとられているか、計画は利用者又はその家族への説明及び同意を得ているか、その他必要なプロセスを適切に実施しているか等について確認し、その適正化を図る。

令和5年度運営指導重点項目

⑥人員配置の適正化

人員、設備及び運営に関する基準条例に定める職員の員数、資格等を確認し、その適正化を図る。

⑦有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅等（以下、「有料老人ホーム等」という。）に併設する訪問介護事業所等における適切な介護サービスの提供状況の確認

有料老人ホーム等に併設する介護サービス事業所（主に訪問介護・通所介護・居宅介護支援）において有料老人ホーム等と介護サービス事業所の双方に従事する職員の兼務状況等の人員基準及び施設サービスと介護サービスの提供区分が明確となっているかを確認し、その適正化を図る。

令和5年度運営指導重点項目

⑧前回運営指導における改善内容等の確認

船橋市として、2回目以降の運営指導となる事業所については、前回指摘に対する改善内容の定着が図られているかを確認し、その適正化を図る。

運営指導の実施方法の流れ

流れ	内容
① 指導通知	市は、実施日の約1月前までに通知を行う。
② 事前提出資料の提出	事業所は、運営指導実施日の2週間前までに事前提出資料を提出する。
③ 運営指導	事業所で対面により書類を確認し、指導を行う。
④ 結果通知	市は、指導内容に基づいて、指導の結果について通知を行う。
⑤ 改善報告	事業所は、結果通知に係る改善状況について結果通知日から1月以内に改善の報告を行う。

監査とは

監査は、サービス事業者等の介護給付等対象サービスの内容について、船橋市介護保険サービス事業者等指導監査要綱第13条に規定する勧告、命令、指定及び許可の取消等に該当する内容であると認められる場合若しくはその疑いがあると認められる場合、又は介護報酬の請求について、不正若しくは著しい不当が疑われる場合（以下「指定基準違反等」という。）において、事実関係を的確に把握し、公正かつ適正な措置を採ることを主眼とします。

監査の方法

サービス事業者等に対し、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、出頭を求め、又は当該職員に対して質問させ、若しくは当該サービス事業者等の当該指定に係る事業所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査を行います。

監査対象について

監査は、下記に示す情報等を踏まえて、指定基準違反等の確認について必要があると認められる場合に行います。

- ・要確認情報

- ア 通報・苦情・相談等に基づく情報

- イ 国民健康保険団体連合会（以下「連合会」という。）、地域包括支援センター等へ寄せられる苦情

- ウ 連合会・保険者からの通報情報

- エ 介護給付費適正化システムの分析から特異傾向を示す事業者

- オ 法第115条の35第4項の規定に該当する報告の拒否等に関する情報

- ・運営指導において確認した情報

法第23条及び船橋市介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する要綱第10条の規定により行った指導において、サービス事業者等について確認した指定基準違反等

監査の実施から行政処分等への流れ

区分	流れ	内容
行政指導	① 立入検査等による 事実関係の把握（行政調査）	指定基準違反等の確認について必要があると認められる場合。
	② 勧告・命令等	法律上の勧告事由に該当する場合。 勧告に従わない場合は従うよう命令する。
	③ 改善指導	事業所で対面により書類を確認し、指導を行う。
行政処分	④ 聴聞または弁明の機会の付与	勧告・命令等に従わない場合。
	⑤ 指定の効力の全部または一部停止	期間を定め、新規受け入れ停止等又は指定の効力を全て停止。
	⑥ 指定取り消し	指定そのものを取り消し。
※④の後、勧告事由等により⑤又は⑥の処分となる。 ※処分事由に該当した場合、①の後④の手続きとなる。		

監査の実施から行政処分等への流れ

区分	流れ	内容
行政指導	① 立入検査等による 事実関係の把握（行政調査）	指定基準違反等の確認について必要があると認められる場合。
	② 勧告・命令等	法律上の勧告事由に該当する場合。 勧告に従わない場合は従うよう命令する。
	③ 改善指導	事業所で対面により書類を確認し、指導を行う。
行政処分	④ 聴聞または弁明の機会の付与	勧告・命令等に従わない場合。
	⑤ 指定の効力の全部または一部停止	期間を定め、新規受け入れ停止等又は指定の効力を全て停止。
	⑥ 指定取り消し	指定そのものを取り消し。
<p>※監査時の虚偽の答弁が判明した場合には、より重い行政処分等を行う可能性があります。</p> <p>※④の後、勧告事由等により⑤又は⑥の処分となる。 ※処分事由に該当した場合、①の後④の手続きとなる。</p>		

行政指導

行政指導とは、市の機関がその任務又は所掌事務の範囲内において一定の行政目的を実現するため特定の者に一定の作為又は不作為を求める指導、勧告、助言その他の行為であって処分に該当しないものをいいます。

行政指導とは、行政機関から相手方に「求める」行為なので、役所の調査結果に基づいて一定の事実を不特定多数の方に示すことや相手方の求めに応じて法令の解釈や制度の仕組みを説明するなどの情報提供をするような行為は、通常は「求める」行為に当たらず、行政指導に含まれません。

行政処分

処分とは、条例等に基づき、特定の者を名あて人として、直接に、これに義務を課し、又はその権利を制限するものをいいます。

監査結果

過去4年分の監査件数を掲載しています。

昨年度は監査実施件数が8件、うち指導対象となったものが8件でした。

年度	通報・苦情等による監査実施サービス数	左記のうち指導対象サービス数 (勧告・文書指導)
令和元年度	10	4
令和2年度	0	0
令和3年度	8	8
令和4年度	8	8

適切な事業運営①

運営基準自己点検シート

指定居宅サービス（介護予防・総合事業含む。）、指定居宅介護支援、指定地域密着型サービス（介護予防含む。）事業者における人員・設備・運営等について、下記のとおり運営基準自己点検シートを船橋市ホームページ上で公開しておりますので、各事業所においては、本シートを積極的に利用し適切な事業運営を行ってください。

指定居宅サービス事業者等の運営基準自己点検シート（様式）

https://www.city.funabashi.lg.jp/jigyou/fukushi_kosodate/001/07/p041124.html

トップ>産業・事業者向け>福祉・子育て支援事業者>高齢者福祉サービス事業者>指導監査等>指定居宅サービス事業者等の運営基準自己点検シート（様式）

適切な事業運営②

加算の算定にあたって

新たに加算を算定するにあたっては、必ず事前に利用者へ説明を行い、同意を得てください。説明を行った際には、書面や署名を適切に保管してください。

利用者の同意を得ずに加算を算定していた場合（同意を得るのが遅れていた場合）には、同意を得られていなかった期間が、加算報酬の返還に該当する可能性があります。

介護保険サービス 訪問・通所系

令和5年度 船橋市指導監査課 介護保険サービス事業者等及び障害福祉サービス事業者等集団指導

1 運営指導及び監査等の状況 (P5)

2 各種お知らせ等 (P23)

3 運営指導等における指摘事例等

- ・全サービス共通 (P44)
- ・訪問介護、訪問入浴介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護 (P57)
- ・訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導 (P73)
- ・(地域密着型・認知症対応型) 通所介護 (P83) ・通所リハビリテーション (P94)
- ・福祉用具貸与、特定福祉用具販売 (P100) ・居宅介護支援 (P108)

4 関係法令等

- 1 介護保険課からのお知らせ (P126)
- 2 障害福祉課からのお知らせ (P140)

非常災害対策①

社会福祉施設等における非常災害対策

近年、地震・風水害（台風・浸水）等による甚大な被害が発生しており、日ごろの非常災害対策が求められております。

①非常災害時の対応等について、日ごろからの情報収集及び非常災害対策等に努めていただきますようお願いいたします。

【社会福祉施設等における非常災害対策等に関するポータル（船橋市ホームページ）】
https://www.city.funabashi.lg.jp/jigyuu/fukushi_kosodate/001/05/p062666.html

非常災害対策②

社会福祉施設等における非常災害対策

②災害発生時における社会福祉施設等の被災状況の把握を円滑に行うため、災害発生時にご報告をお願いいたします。（※災害発生時には、利用者、従業者等の安全確保対策を行った上での報告をお願いします。）

【災害発生時の社会福祉施設等の被災状況の報告について（船橋市ホームページ）】

https://www.city.funabashi.lg.jp/jigyou/fukushi_kosodate/001/05/p055386.html

③災害発生時において、社会福祉施設等の被災状況等を迅速かつ正確に情報収集できるよう、緊急連絡先等の登録・変更をお願いします。

【社会福祉施設等の被災状況の把握等に係る緊急連絡先等の登録について（船橋市ホームページ）】

https://www.city.funabashi.lg.jp/jigyou/fukushi_kosodate/001/05/p063030.html

感染症予防等①

高齢者福祉施設等で新型コロナウイルス感染症の感染者が発生した場合の対応について

令和5年5月8日より、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけは5類に変更となりましたが、当面の間、船橋市に所在する高齢者施設等においては、市と事業者等が連携を図り、早めの感染拡大防止に努める必要があります。

令和5年10月2日以降、保健所への報告基準が変更されておりますので、ホームページをご確認のうえ、該当する場合は下記URLの報告フォームから報告をお願いいたします。

【高齢者施設等】新型コロナウイルス感染症発生時報告フォーム

https://e-shinsei.city.funabashi.lg.jp/city-funabashi-u/offer/offerList_detail?tempSeq=3033

【高齢者福祉施設等で新型コロナウイルス感染症の感染者が発生した場合の対応について（船橋市ホームページ）】

<https://www.city.funabashi.lg.jp/kenkou/kansenshou/001/p080769.html>

感染症予防等②

高齢者福祉施設における新型コロナウイルス感染症への対応について

新型コロナウイルス感染症に関する最新情報を掲載しておりますので、ご確認ください。

【社会福祉施設等における新型コロナウイルスへの対応について（船橋市ホームページ）】

https://www.city.funabashi.lg.jp/jigyuu/fukushi_kosodate/001/05/p076527.html

養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等

養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等について、高齢者虐待を未然に防止するための対策等をお願いします。

【養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止について（船橋市ホームページ）】

https://www.city.funabashi.lg.jp/jigyuu/fukushi_kosodate/001/05/p070949.html

サービス提供中の交通マナー等①

事業所車両の駐停車

サービス提供中の事業所車両の駐停車については、他の車両や歩行者の通行を妨げないような安全な場所に停車することが望ましいと考えられます。しかし、利用者の身体状況や道路状況等から、そのような場所に停車することが困難である場合は、サービス提供にあたる従業者を増員するなど、利用者の安全の確保及び他の車両等に迷惑のかけられないようご配慮願います。

また、駐車についても交通法規を遵守し、近隣住民等の迷惑にならないようご対応お願いいたします。

事業所内での管理

管理者は、運転者の適性の把握や、当日の運転者の体調状況を確認し、運転業務に係る安全管理に努めてください。（風邪、発熱、前日の深酒等）

また、事業所内でヒヤリハット事例の情報共有を図るなど、従業者全員での取り組みをお願いいたします。

サービス提供中の交通マナー等②

交通マナー等に係るお知らせ

サービス提供中の交通マナー等について、過去に発出したお知らせを船橋市ホームページに掲載しております。ご確認ください。

【令和4年度 介護保険事業者へのお知らせ（船橋市ホームページ）】

https://www.city.funabashi.lg.jp/jigyuu/fukushi_kosodate/001/05/p103294.html

トップ>産業・事業者向け>福祉・子育て支援事業者>高齢者福祉サービス事業者>高齢者福祉サービス事業者に関する共通事項>令和4年度 介護保険事業者へのお知らせ>令和4年10月19日 【事務連絡】介護サービス事業所等及び障害福祉サービス事業所等における車両による送迎に当たっての安全管理の徹底について

【令和元年度 介護保険事業者へのお知らせ（船橋市ホームページ）】

https://www.city.funabashi.lg.jp/jigyuu/fukushi_kosodate/001/05/p069059.html

トップ > 産業・事業者向け > 福祉・子育て支援事業者 > 高齢者福祉サービス事業者 > 高齢者福祉サービス事業者に関する共通事項 > 令和元年度 介護保険事業者へのお知らせ > 平成31年4月2日 訪問診療等に使用する車両に係る駐車許可についてのご案内

事故発生時の対応

市への事故報告

サービス提供中の事故について、下記の事例のような事故も発生しておりますのでご注意ください。また、事故発生時には事故報告が必要となる場合がありますので、該当する場合は市へのご報告をお願いします。

【介護保険事業に係る事故報告（船橋市ホームページ）】

https://www.city.funabashi.lg.jp/jigyuu/fukushi_kosodate/001/05/p016596.html

（事故の例）

- ・見守り、転倒リスク把握が不十分であることによる転倒。（利用者が無理に立ち上がろうとし転倒した、手すりをつかみ損ね転倒した、イスや窓枠等をよじ登ろうとし転倒した、衣服の着脱時に転倒した、電源コードに足をとられて転倒した等の事例あり。）
- ・誤薬（対象者誤り、時刻・用法誤り）、落薬。
- ・送迎車の中に利用者を取り残し、降車させるのを忘れた。（市外では死亡事例発生）
- ・車いすごと乗車するタイプの車両の固定器具を付け忘れ、車いすのブレーキのみをかけて発車させたことにより、車いすごと後ろに転倒した。等

介護サービス指定事業者に関する法令等の確認方法

船橋市ホームページにて、介護サービス指定事業者に関する法令等の確認方法について掲載しています。

介護保険制度における指定事業者は、法令等の規定に基づき適切な事業運営を行う必要があります。本集団指導資料に掲載のない基準等も多数ございますので、ご確認ください。

【介護サービス指定事業者に関する法令等の確認方法について（船橋市ホームページ）】

https://www.city.funabashi.lg.jp/jigyuu/fukushi_kosodate/001/05/p046708.html

オンライン申請での申請方法

各種申請・届出等の一部申請等について、「船橋市オンライン申請・届出サービス」を使用しての申請が行えるようになりましたので、ご活用ください。

【船橋市オンライン申請・届出サービス】

<https://e-shinsei.city.funabashi.lg.jp/city-funabashi-u/>

【利用できる申請】（令和6年1月現在）

- ・ 介護給付費算定に係る体制等に関する届出書（加算に関する届出）
- ・ 変更届
- ・ 更新申請
- ・ 処遇改善加算等の計画書・実績報告書（PDF形式のみ）
- ・ 特定事業所集中減算算定表の提出（紹介率が80%を超えた場合）
- ・ 運営指導に係る資料提出
- ・ メールアドレスの登録・変更
- ・ 被災状況の報告
- ・ 緊急連絡先の登録

申請・届出等①

申請・届出等に係るホームページ

申請・届出等に係る船橋市ホームページを掲載しております。必要に応じて適切に申請・届出等を行って下さい。

加算に関する届出

【訪問・通所系サービス】

https://www.city.funabashi.lg.jp/jigyou/fukushi_kosodate/001/01/p018130.html

【入居・入所系サービス】

https://www.city.funabashi.lg.jp/jigyou/fukushi_kosodate/001/03/p001860.html

変更に関する届出

【訪問・通所系サービス】

https://www.city.funabashi.lg.jp/jigyou/fukushi_kosodate/001/01/p018136.html

【入居・入所系サービス】

https://www.city.funabashi.lg.jp/jigyou/fukushi_kosodate/001/03/p001857.html

指定更新手続き

【訪問・通所系サービス】

https://www.city.funabashi.lg.jp/jigyou/fukushi_kosodate/001/01/p018041.html

【入居・入所系サービス】

https://www.city.funabashi.lg.jp/jigyou/fukushi_kosodate/001/03/p065212.html

休止届・廃止届・再開届の手続き

【居宅サービス・居宅介護支援・地域密着型サービス】

https://www.city.funabashi.lg.jp/jigyou/fukushi_kosodate/001/01/p020503.html

申請・届出等③

介護予防・日常生活支援総合事業の申請等

【指定申請及び各届出について】

https://www.city.funabashi.lg.jp/jigyou/fukushi_kosodate/001/04/p041291.html

業務管理体制整備に係る届出

令和3年4月1日より、介護サービス事業者の業務管理体制の整備に係る届出書の届出先が一部変更となり、指定事業所が船橋市内にのみ所在する事業者は、船橋市が届出先となります。すでに千葉県等に届出を行っている場合は、新たな届出の必要はありません。

また、事業所名称及び所在地等の変更の場合は業務管理体制の届出が必要な場合があります。詳細は下記市ホームページをご確認ください。

【介護サービス事業者の業務管理体制の整備について（船橋市ホームページ）】

https://www.city.funabashi.lg.jp/jigyou/fukushi_kosodate/001/05/p026732.html

処遇改善加算等

介護職員処遇改善加算等のお知らせ、届出、既存計画の内容変更の届出及び実績報告については下記市ホームページを確認してください。

※算定事業所は年度毎に計画書及び実績報告書の提出が必要となります。

【処遇改善加算等について（船橋市ホームページ）】

https://www.city.funabashi.lg.jp/jigyou/fukushi_kosodate/001/05/p071540.html

申請・届出等⑤

各種届出等に関する問い合わせ・提出先

各サービスごとの担当係及び提出先については、下記市ホームページをご確認下さい。

【指導監査課サービス別担当係の確認について（障害福祉サービス・介護保険サービス等）（船橋市ホームページ）】

https://www.city.funabashi.lg.jp/jigyuu/fukushi_kosodate/001/05/p063190.html

届出様式について

令和6年度介護報酬改定によって、届出様式が変更になる場合がございます。

市ホームページに掲載する様式も併せて変更いたしますので、様式をご確認のうえ届出をするようお願いいたします。

メールアドレスの登録

メールアドレスの登録にご協力下さい

指導監査課では、介護保険法に基づく指定居宅サービス事業所等に対して、原則メールによる情報提供を実施しております。サービスごとに行うメールアドレスの新規及び変更登録の手順については下記市ホームページをご確認していただき、登録にご協力下さい。

【メールアドレスの登録について（介護サービス事業所・居宅介護支援事業所）（船橋市ホームページ）】

https://www.city.funabashi.lg.jp/jigyou/fukushi_kosodate/001/05/p048509.html

【登録方法】

・下記アドレス又は、QRコードより船橋市オンライン申請・届出サービスからのメールアドレスの登録をお願いします。

※QRコードは株式会社デンソーウェブの登録商標です。

【【介護サービス事業所等】メールアドレスの登録・変更等（指導監査課宛）（船橋市オンライン申請・届出サービス）】

https://e-shinsei.city.funabashi.lg.jp/city-funabashi-u/offer/offerList_detail.action?tempSeq=86



令和6年度介護報酬改定

報酬改定の内容をご確認ください

令和6年度に介護報酬改定があります。

各事業所におかれましては、改定内容について必ずご確認をいただきますようお願いいたします。

報酬改定の内容については、社会保障審議会（介護給付費分科会）の資料をご確認ください。

【厚生労働省ホームページ】

https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/shingi-hosho_126698.html

報酬改定に伴い、届出等が必要になる場合もございます。
事業所の加算状況等のご確認も併せてお願いいたします。

介護保険サービス 訪問・通所系

令和5年度 船橋市指導監査課 介護保険サービス事業者等及び障害福祉サービス事業者等集団指導

1 運営指導及び監査等の状況 (P5)

2 各種お知らせ等 (P23)

3 運営指導等における指摘事例等

- ・全サービス共通 (P44)
- ・訪問介護、訪問入浴介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護 (P58)
- ・訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導 (P74)
- ・(地域密着型・認知症対応型) 通所介護 (P84) ・通所リハビリテーション (P95)
- ・福祉用具貸与、特定福祉用具販売 (P101) ・居宅介護支援 (P109)

4 関係法令等

- 1 介護保険課からのお知らせ (P127)
- 2 障害福祉課からのお知らせ (P141)

訪問介護、訪問入浴介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護

介護支援専門員等との連携と居宅サービス計画の確認①

運営指導等における指摘事例

- ・提供しているサービスが居宅サービス計画に位置付いていない。（提供内容が異なる）
- ・居宅サービス計画（主に第3表曜日等）が実際に提供されたサービスと一致していない
- ・居宅サービス計画第1表に生活支援サービスが記載されていない

対象のサービス
(該当のスライドをご覧ください。)

居宅サービス計画を確認してください

提供する全てのサービスについて、居宅サービス計画への位置付けが必要です。
また、居宅サービス計画と実際のサービスの提供内容に相違がある場合は、居宅サービス計画に沿ったサービス提供になるように介護支援専門員と連携してください。
なお、生活援助算定理由は、1回の提供で「身体介護及び生活援助が混在する場合」であっても記載が必要です。

(居宅サービス基準条例第15条、第17条、地密条例第19条)

2 サービス別資料 22

根拠となる条例等

資料について②

●この資料では以下のとおりとします。●

- ・特に断りのない場合は、指定居宅サービス等に加え指定介護予防・日常生活支援総合事業も含むものとします。

表記	条例等名称
居宅サービス基準条例	船橋市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年船橋市条例第60号）
地密サービス基準条例	船橋市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年船橋市条例第56号）
居宅支援条例	船橋市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例（平成26年船橋市条例第58号）
居宅算定基準	指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成12年2月10日厚生省告示第19号）
地密算定基準	指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生省告示第126号）
居宅支援算定基準	指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成12年2月10日厚生省告示第20号）

●基準の性格●

基準は、指定居宅サービス等の事業がその目的を達成するために必要な最低限度の基準を定めたものであり、指定居宅サービス事業者等は、常にその事業の運営の向上に努めなければならないこと。

●資料内容●

資料に掲載のある内容以外の基準等についても遵守した上で運営してください。

介護保険サービス 訪問・通所系

令和5年度 船橋市指導監査課 介護保険サービス事業者等及び障害福祉サービス事業者等集団指導

1 運営指導及び監査等の状況 (P5)

2 各種お知らせ等 (P23)

3 運営指導等における指摘事例等

- ・全サービス共通 (P44)
- ・訪問介護、訪問入浴介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護 (P58)
- ・訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導 (P74)
- ・(地域密着型・認知症対応型) 通所介護 (P84) ・通所リハビリテーション (P95)
- ・福祉用具貸与、特定福祉用具販売 (P101) ・居宅介護支援 (P109)

4 関係法令等

- 1 介護保険課からのお知らせ (P127)
- 2 障害福祉課からのお知らせ (P141)

令和6年度より義務化される事項①

令和5年度をもって努力義務期間が終了する事項があります

義務化となる事項

- ①業務継続計画の策定等
- ②衛生管理等
- ③虐待の防止

令和3年度介護報酬改定にて追加された事項について、制度改正から令和6年3月31日までの努力義務期間が設けられておりましたが、令和6年4月1日より義務化となり、以降に各事項が実施されていない場合には指導対象となります。

各事項の実施状況についてご確認ください

次ページより、令和6年4月1日より義務化される各事項について説明いたします。事業所管理者又は運営法人において、当該事項の実施状況をご確認いただき、実施されていない事項については早急に準備を進めてください。

令和6年度より義務化される事項②

①業務継続計画の策定等

・感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該計画に従い必要な措置を講じなければならない。

・従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

研修・訓練については、年1回以上の実施を行うこと

補足（業務継続計画に記載する内容）

イ 感染症に係る業務継続計画	ロ 災害に係る業務継続計画
a 平時からの備え（体制構築・整備、感染症防止に向けた取組の実施、備蓄品の確保等）	a 平常時の対応（建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄等）
b 初動対応	b 緊急時の対応（業務継続計画発動基準、対応体制等）
c 感染拡大防止体制の確立（保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等）	c 他施設及び地域との連携

令和6年度より義務化される事項③

②衛生管理等

事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備すること。
- (3) 従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

研修・訓練については、年1回以上の実施を行うこと

補足

- ・委員会の構成員について、感染対策の知識を有する者を含む、幅広い職種により構成することが望ましく、特に、感染対策の知識を有する者については外部のものも含め積極的に参画を得ることが望ましい。
- ・委員会は、事業所に実施が求められるものであるが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない。

令和6年度より義務化される事項④

③虐待の防止

虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的を実施すること。
- (4) 以上に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

研修については、年1回以上の実施を行うこと

補足①

- ・委員会の構成員について、管理者を含む幅広い職種で構成する。（構成メンバーの責務及び役割分担を明確にすること。）
- ・虐待防止の専門家を委員として積極的に活用することが望ましい。
- ・委員会は、事業所に実施が求められるものであるが、他サービス事業者との連携等により行うことも差し支えない。
- ・担当者は、委員会の責任者と同一の従業者が務めることが望ましい。

令和6年度より義務化される事項⑤

補足②（虐待の防止のための委員会及び指針の内容）

委員会	指針
イ 虐待防止委員会その他事業所内の組織に関する こと	イ 事業所における虐待の防止に関する基本的考 え方
ロ 虐待の防止のための指針の整備に関する こと	ロ 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に 関する事項
ハ 虐待の防止のための職員研修の内容に関する こと	ハ 虐待の防止のための職員研修に関する基本方 針
ニ 虐待等について、従業者が相談・報告でき る体制整備に関すること	ニ 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基 本方針
ホ 従業者が高齢者虐待を把握した場合に、市 町村への通報が迅速かつ適切に行われるた めの方法に関すること	ホ 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に 関する事項
ヘ 虐待等が発生した場合、その発生原因等 の分析から得られる再発の確実な防止策に 関すること	ヘ 成年後見制度の利用支援に関する事項
ト 上記の再発の防止策を講じた際に、その 効果についての評価に関すること	ト 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項
	チ 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する 事項
	リ その他虐待の防止の推進のために必要 な事項

令和6年度より義務化される事項⑥

経過措置を設けた令和3年度介護報酬改定事項一覧

名称	対象サービス	経過措置の概要
感染症対策の強化	全サービス	感染症の予防及びまん延防止のための訓練、対策を検討する委員会を定期的で開催するとともに、その結果について従業者に対して周知すること。また、指針を整備すること。
業務継続に向けた取組の強化	全サービス	感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービス提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定した上で、従業者に対して周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施すること。また、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うこと。
認知症介護基礎研修の受講の義務付け	全サービス ※無資格者がいない訪問系サービス（訪問入浴介護を除く）、福祉用具貸与、居宅介護支援を除く	介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者について、認知症介護にかかる基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じること。
高齢者虐待防止の推進	全サービス	虐待の発生又はその再発を防止するための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について従業者に対して周知を行うとともに、必要な指針を整備し、研修を定期的実施すること。また、これらを適切に実施するための担当者を置くこと。
施設系サービスにおける口腔衛生管理の強化	施設系サービス	口腔衛生の管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行うこと。なお、「計画的に」とは、歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に対する口腔衛生の管理に係る技術的助言及び指導を年2回以上実施することとする。
施設系サービスにおける栄養ケア・マネジメントの充実	施設系サービス	栄養マネジメント加算の要件を包括化することを踏まえ、入所者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行うこと。
事業所医師が診療しない場合の減算（未実施減算）の強化	訪問リハビリテーション	事業所の医師がリハビリテーション計画の作成に係る診療を行わなかった場合に、例外として、一定の要件を満たせば、別の医療機関の計画的医学的管理を行う医師の指示のもと、リハビリテーションを提供することができる（未実施減算）。その要件のうち別の医療機関の医師の「適切な研修の修了等」について猶予期間を3年間延長する。

※経過措置期間の終了予定日は全事項とも令和6年3月31日

管理者のテレワーク勤務について

厚生労働省より取扱いについて通知されました

厚生労働省より、下記通知のとおり事業所の管理者におけるテレワーク勤務に関する考え方が示されました。

「厚生労働省 情報通信機器を活用した介護サービス事業所・施設等における管理者の業務の実施に関する留意事項について（介護保険最新情報Vol.1169）」

<https://www.mhlw.go.jp/content/001142612.pdf>

注意事項（通知より）

- ・当該通知は管理者としての職務への従事に関して示したものであり、管理者が管理者以外の他の職種（介護職員等）を兼務する場合の当該他の職種としての業務に関して示されたものではない。
- ・管理者がテレワークを行い、事業所を不在とする場合であっても、運営基準上定められた管理者の責務を管理者自らが果たす上で支障が生じないよう体制を整えておくこと。
- ・第三者が情報通信機器の画面を覗き込む、従業者・利用者との会話を聞き取るなどにより、利用者やその家族に関する情報が漏れることがないような環境でテレワークを行うこと。

勤務場所が適切か検討してください。
（自宅、テレワークスペース等）

資格者証等の整備①

運営指導等における指摘事例（不十分な資格者証等の保管）

- ・介護福祉士の適切な資格証等を備えていない事例が散見

⇒介護福祉士：登録証の交付を受けることが必要

「公益財団法人社会福祉振興・試験センター 資格登録」

<https://www.sssc.or.jp/touroku/>

- ・喀痰吸引等のサービス提供を行う場合

⇒事業所：都道府県に登録を行うことが必要

「千葉県 喀痰吸引等を実施する事業者の登録（介護サービス）」

<https://www.pref.chiba.lg.jp/koufuku/kaigohoken/service/kakutanntouroku.html>

従業者：認定特定行為業務従業者認定証の交付が必要

「千葉県 介護職員の喀痰吸引等の実施に伴う認定特定行為業務従事者認定証の発行について」

<https://www.pref.chiba.lg.jp/kenshidou/kakutan/ninteishou.html>



合格証や修了証
では不十分な
資格があります

資格者証等の整備②

運営指導等における指摘事例（不十分な資格証等の保管）

- ・三科目主事による生活相談員の資格者証が適切でない事例（例：成績証明書のみ）
⇒三科目主事：履修済科目が記載された大学の成績証明書及び卒業証明書を、本人が雇用先に提示することで証明

「厚生労働省 社会福祉主事任用資格の取得方法」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/shakai-kaigo-fukushi1/shakai-kaigo-fukushi9.html

資格者証等の整備③

事業所にて保管している資格証等は適切かご確認ください。

従業員の資格者証が適切なものであるか、再度ご確認ください。前述した事例に該当した場合、「管理者の責務」又は「記録の整備」若しくはその両方の運営基準違反に該当する可能性があります。

補足①（管理者の責務）

事業所の管理者は、当該指定事業所の従業員及び業務の管理を、一元的に行わなければならない。

補足②（記録の整備）

指定事業者は、従業員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

ハラスメント対策の強化①

運営指導等における指摘事例（ハラスメント対策の未整備）

ハラスメント対策について、以下の事例が確認された。

- ①一部ハラスメント（特にカスタマーハラスメント）の対策が講じられていなかった。
- ②書類上のハラスメント対策は指定申請時等に整備したが、実態として機能していなかった。

事業主が講ずべき措置の具体的内容について

- ①事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発
- ②相談（苦情を含む。）に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備
 - ・相談に対応する担当者をあらかじめ定めること等により、相談への対応のための窓口をあらかじめ定め、労働者に周知すること。

他法令上も体制整備が義務となっております。

- 例）・男女雇用機会均等法（第11条）
・労働施策総合推進法（第30条の2、第30条の3）

ハラスメント対策の強化②

事業主が講じることが望ましい取組について

- ①相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備（カスタマーハラスメントも含む。）
- ②被害者への配慮のための取組（メンタルヘルス不調への相談対応、行為者に対して1人で対応させない等）
- ③被害防止のための取組（マニュアル作成や研修の実施等、業種・業態等の状況に応じた取組）

参考

- ・事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針（平成18年厚生労働省告示第615号）
- ・事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針（令和2年厚生労働省告示第5号）
- ・「介護現場におけるハラスメント対策マニュアル」、「（管理職・職員向け）研修のための手引き」

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_05120.html

処遇改善加算等

運営指導等における指摘事例（特別な事情に係る届出書の提出忘れ）

前年度における処遇改善実績報告書を提出する際に、前年度途中より職員の賃金水準を引き下げた上で賃金改善を行った旨の「特別な事情に係る届出書」が提出された。

本来は、適切な労使の合意によりやむを得ない理由で、職員の賃金水準を引き下げることが決定した時点でご提出いただく必要があるため、処遇改善加算等の算定要件を満たさなくなる可能性がある。

他市にも忘れずにご提出ください

職員の賃金水準を引き下げることが決定した際には、他市を含む各自治体へ「特別な事情に係る届出書」を必ず提出すること。

【通知：厚生労働省「介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」（介護保険最新情報Vol. 1133）】

介護保険サービス 訪問・通所系

令和5年度 船橋市指導監査課 介護保険サービス事業者等及び障害福祉サービス事業者等集団指導

1 運営指導及び監査等の状況 (P5)

2 各種お知らせ等 (P23)

3 運営指導等における指摘事例等

- ・全サービス共通 (P44)
- ・訪問介護、訪問入浴介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護 (P58)
- ・訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導 (P74)
- ・(地域密着型・認知症対応型) 通所介護 (P84) ・通所リハビリテーション (P95)
- ・福祉用具貸与、特定福祉用具販売 (P101) ・居宅介護支援 (P109)

4 関係法令等

- 1 介護保険課からのお知らせ (P127)
- 2 障害福祉課からのお知らせ (P141)

介護支援専門員等との連携と居宅サービス計画の確認①

運営指導等における指摘事例

- ・提供しているサービスが居宅サービス計画に位置付いていない。（提供内容が異なる）
- ・居宅サービス計画（主に第3表）に記載のあるサービス提供回数、時間、時刻及び曜日等が実際に提供されたサービスと異なる。
- ・居宅サービス計画第1表に生活援助中心型の算定理由が記載されていない。（訪問介護のみ）

居宅サービス計画を確認してください

提供する全てのサービスについて、居宅サービス計画への位置付けが必要です。

また、居宅サービス計画と実際のサービスの提供内容に相違がある場合は、居宅サービス計画に沿ったサービス提供になるように介護支援専門員と連携してください。

なお、生活援助算定理由は、1回の提供で「身体介護及び生活援助が混在する場合」であっても記載が必要です。

介護支援専門員等との連携と居宅サービス計画の確認②

連携内容の記録と居宅サービス計画の定期的な確認が重要

介護支援専門員や医療関係者等との会議や電話等において報告したことや把握したこと（＝連携した内容）を、必要に応じて記録に残してください。

その上で、介護支援専門員から交付を受けた居宅サービス計画が、現状のサービス提供と一致しているか、居宅サービス計画に沿ったサービス提供ができているかを確認する仕組みづくりを構築することが重要です。

介護支援専門員から居宅サービス計画の交付を受け、各サービス事業所は介護支援専門員へ個別サービス計画の提出をしてください。

サービスの提供の記録

運営指導等における指摘事例

- ・記録されているサービスの請求区分の記録に誤りがある。
- ・記録したサービス提供時刻が実際の時刻と異なる。

記録から請求までの確認方法の見直しを行う

サービス提供記録は実際にサービス提供を実施した際の介護報酬等の請求内容においても重要な根拠資料になります。

サービス提供を行った際には、身体介護や生活援助等の区分を適切に記録し、具体的なサービスの内容等を記録してください。

記録後は、速やかに管理者やサービス提供責任者が、記録に漏れや誤りがないかダブルチェック等を行ってください。

訪問介護計画の作成①

運営指導等における指摘事例

- ・ 訪問介護計画の作成に当たって、利用者の状況を把握・分析し、訪問介護の提供によって解決すべき問題状況を明らかにしていない。（アセスメントを実施していない。）
- ・ 訪問介護計画が作成されていない。
- ・ 訪問介護計画と居宅サービス計画及び実際のサービスが一致していない。
- ・ 利用者の同意の署名がない、又は同意の署名を取るのが遅れている。

計画作成の流れを確認

計画の作成にあたって、訪問介護事業所としてアセスメントを行い、アセスメントの実施日や実施者を明記し、記録を保管してください。

また、訪問介護計画はサービス提供前に、サービス提供責任者が作成し、その内容について、利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得る必要があります。

訪問介護計画の作成②

運営指導等における指摘事例

- ・一連のサービス行為ごとの所要時間が記載されていない。
- ・担当する訪問介護員等の氏名が記載されていない。

居宅サービス計画に沿っているか確認

例えば、毎週水曜16:00～17:00のサービスについて、「掃除と調理で合計60分」ではなく、「体調確認5分→掃除20分→調理30分→記録5分」等、サービス行為ごとの所要時間が利用者にとって標準的な時間に振り分けられているか確認してください。

また、誰がサービス提供に入るのかを計画書に記載してください。複数名の記載でも問題ありません。

作成した訪問介護計画が居宅サービス計画に沿っているか、現状のサービス提供と一致しているかを確認する、仕組みづくりが重要です。

勤務体制の確保等

運営指導等における指摘事例（従業員の勤務の体制の確認）

- ・ 訪問介護員等として勤務する法人代表の勤務の体制が定められていない。
- ・ 利用者が必要としている喀痰吸引や経管栄養の特定行為を含んだサービス提供に関して、適切に実施することのできない訪問介護員等を配置している。

勤務記録と資格者証を確認

雇用契約等で明確な勤務時間が定まっていない法人代表等も従業者（管理者、サービス提供責任者、訪問介護員等）である場合は勤務の体制を定める必要があります。

具体的には、訪問介護員等で勤務する時間の管理や法人代表等との勤務時間を分けて記録することが必要です。

特定行為については、計画に位置づいた喀痰吸引等を実施できる訪問介護員等を適切に配置する必要があります。

勤務体制の確保等

運営指導等における指摘事例（従業者の勤務の体制の確認）

- ・ 訪問介護員等として勤務する法人代表の勤務の体制が定められていない。
- ・ 利用者が必要としている喀痰吸引や経管栄養の特定行為を含んだサービス提供に関して、適切に実施することのできない訪問介護員等を配置している。

介護職員等が喀痰吸引と経管栄養を行うためには、一定の研修（喀痰吸引等研修）を受け、喀痰吸引等に関する知識や技能を修得し、都道府県から「認定特定行為業務従事者認定証」の交付を受けるとともに、当該職員が所属している事業者が「登録特定行為事業者」として登録を行う必要があります。

勤務記録

雇用契約等
サービス提供責任者

具体的には、訪問介護員等で勤務する時間の管理や法人代表等との勤務時間を分けて記録することが必要です。

特定行為については、計画に位置づいた喀痰吸引等を実施できる訪問介護員等を適切に配置する必要があります。

特定事業所加算①

運営指導等における指摘事例 (計画的な研修の実施及び会議の定期的開催)

- ・ 計画的な研修の実施について、一部の訪問介護員等の個別具体的な研修計画が定められていない。
- ・ 技術指導を目的とした会議の開催を、定期的（概ね1月に1回以上）に開催しておらず、非常勤の訪問介護員含め、全ての訪問介護員等が参加していない。
- ・ 技術指導を目的とした会議の開催状況について、その概要を記録していない。

算定要件の確認

研修計画の内容は、個別具体的な研修の目標、内容、研修期間、実施時期等を全ての訪問介護員等（登録型の訪問介護員等を含む。）ごとに定めてください。

会議は定期的（概ね1月に1回以上）に開催してください。また当該会議は、サービス提供責任者が主宰し、非常勤、登録型訪問介護員も含めて、当該事業所においてサービス提供に当たる訪問介護員等のすべてが参加するものでなければいけません。

また、会議の開催状況については、その概要を記録しなければいけません。

特定事業所加算②

運営指導等における指摘事例 (文書等による指示及びサービス提供後の報告)

- ・ 文書等による指示及びサービス提供後の報告について「前回のサービス提供時の状況」については、利用者の状態等に変化がなくとも、提供ごとに文書等で指示を行わなければならないが、状態に変化があったときのみ行っている。
- ・ 指示内容に、「前回のサービス提供時の状況」が含まれておらず、定型文になっている。
- ・ 「前回のサービス提供時の状況」の記載が「特変なし」のみ。
- ・ サービス提供責任者からの指示及び訪問介護員等からの報告を、口頭（電話等）でのみ行っている。

特定事業所加算③

算定要件の確認

サービス提供責任者からの指示は、文書等の確実な方法（※）によって、サービス提供ごとに毎回行う必要があります。

「前回のサービス提供時の状況」は利用者の急変等、特段の事情がある場合に限らず、サービス提供責任者からの指示に含めなければなりません。

訪問介護員等からの報告をふまえ、利用者の状況を考慮した適切な指示を行ってください。

（※）「文書等の確実な方法」とは、直接面接しながら文書を手交する方法のほか、FAX、メール等によることも可能。サービス提供責任者からのその場での口頭による伝達や電話による対応のみは不可。

サービスの提供頻度に関わらず、サービス提供責任者からの毎回の指示・伝達が必要です。

特定事業所加算④

運営指導等における指摘事例

(定期健康診断の実施及び緊急時における対応方法の明示)

- ・当該指定訪問介護事業所の全ての訪問介護員等に対し、健康診断等を定期的（少なくとも1年以内ごとに1回）に実施しなければならないが、実施していない。
- ・緊急時等における対応方法が利用者に明示されていない。

算定要件の確認

健康診断を期間内に実施できるよう、事業所での確認・管理を行ってください。

なお、「少なくとも1年以内ごとに1回」の記載のとおり、年度ごとに1回の実施ではないことに留意してください。

当該事業所における、緊急時等の対応方針、緊急時の連絡先及び対応可能時間を記載した文書を利用者に交付し、説明する必要があります。連絡先等については、主治医や利用者家族のものではなく、訪問介護事業所としてのものを記載してください。

特定事業所加算⑤

平成18年4月改定関係Q&A(v o l . 2) (平成18年3月27日) 問28より

訪問介護における特定事業所加算の算定要件については、毎月満たしていなければならないのか。また、要件に該当しないことが判明した場合の取扱いはどのようになるのか。

【答】

基本的には、加算取得の届出後についても、常に要件を満たしている必要がある。要件に該当しないことが判明すれば、その時点で廃止届出を出し、翌月分から算定しない取扱いとする。

特定事業所加算⑤

平成18年4月改定関係Q&A(vol.2) (平成18年3月27日) 問28より

訪問介護における特定事業所加算の算定要件については、毎月満たしていなければならぬのか。また、要件に該当しないことが判明すれば、その時点で廃止届出を出し、翌月分から算定しない取扱いとなるのか。

運営指導にて加算要件を満たしていないことを確認した場合、加算の取り下げや報酬の返還になる可能性があります。
毎月加算要件の確認をお願いします。

【答】

基本的には、加算取得の届出後についても、常に要件を満たしている必要がある。要件に該当しないことが判明すれば、その時点で廃止届出を出し、翌月分から算定しない取扱いとする。

地域との連携等

運営指導等における指摘事例（介護・医療連携推進会議）

- ・介護・医療連携推進会議における、自己評価結果及び外部評価結果を利用者及び利用者の家族へ提供していない。

自己評価結果及び外部評価結果の公表方法等

自己評価結果及び外部評価結果は、利用者及び利用者の家族へ提供することが必要です。

また当該結果の公表方法は、「介護サービスの情報公表制度」に基づく介護サービス情報公表システムを活用することが考えられますが、法人のホームページへの掲載、事業所内の外部の者にも確認しやすい場所への掲示、市町村窓口や地域包括支援センターへの掲示等により公表することも差し支えありません。

サービス提供体制強化加算

運営指導等における指摘事例

- ・ 会議に従業者の全てが参加していない。
- ・ 従業者について全員分の個別具体的な研修計画が定められていない。
- ・ 健康診断等に関する管理が適切でない。

算定要件の確認

加算の算定要件である、会議、研修計画の作成及び健康診断の実施については、全ての従業者の参加や作成等が必要です。他事業所と兼務している従業者や非常勤の従業者も対象です。

全ての従業者の記録等が適切に事業所で管理されているかご確認をお願いします。

介護保険サービス 訪問・通所系

令和5年度 船橋市指導監査課 介護保険サービス事業者等及び障害福祉サービス事業者等集団指導

1 運営指導及び監査等の状況 (P5)

2 各種お知らせ等 (P23)

3 運営指導等における指摘事例等

- ・全サービス共通 (P44)
- ・訪問介護、訪問入浴介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護 (P58)
- ・訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導 (P74)
- ・(地域密着型・認知症対応型) 通所介護 (P84) ・通所リハビリテーション (P95)
- ・福祉用具貸与、特定福祉用具販売 (P101) ・居宅介護支援 (P109)

4 関係法令等

- 1 介護保険課からのお知らせ (P127)
- 2 障害福祉課からのお知らせ (P141)

主治の医師との関係

運営指導等における指摘事例

- 主治の医師の指示内容と異なる訪問看護を提供している。
(リハビリの有無、サービス従事者及びサービス内容の違い等)
- 医療保険請求で使うべき精神科訪問看護指示書をもとに、介護保険のサービス提供が行われている。

主治の医師の指示に基づきサービス提供を行う

利用者の主治医が発行する訪問看護指示の文書に基づき指定訪問看護が行われなければなりません。指示書とサービス内容に相違がないよう、主治医との連絡調整、サービス提供を担当する看護師等の監督等、必要な管理を行ってください。

なお、主治医以外の複数の医師から指示書を受けることはできません。

【2か所以上の訪問看護ステーションを利用する場合】

2か所以上の訪問看護ステーションからの訪問看護を利用する場合は、医師の指示書は各訪問看護ステーションごとに必要になります。

訪問看護計画書及び訪問看護報告書の作成①

運営指導等における指摘事例（訪問看護計画書）

- 訪問看護計画書の作成及び利用者の同意が遅れている。
- 訪問看護計画書に対する利用者の同意及び同意日の記載がない。

訪問看護計画書の作成時の注意点

居宅サービス計画の交付後、速やかに訪問看護計画書の作成及び同意が必要です。交付後は、サービス提供の内容（回数及び提供時間等）について変更等がないか確認を行い、居宅サービス計画に沿った訪問看護計画書の作成を行ってください。

また、訪問看護計画書の作成後は、その主要な事項について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ることと併せて、当該計画書について利用者に交付を行ってください。

訪問看護計画書及び訪問看護報告書の作成②

運営指導等における指摘事例（訪問看護報告書）

- 訪問看護報告書の提供日の記載が漏れている。
- 訪問看護報告書の理学療法士による利用者への訪問の記載が、指定訪問看護と区別されていない。

理学療法士等についての記載に注意

訪問看護報告書において、看護師と理学療法士の訪問日は記載の区別が必要です。指定訪問看護を行った日は○を印し、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による訪問看護を実施した場合には◇、特別訪問看護指示書の交付を受けて訪問した日には△、緊急時訪問を行った日は×印としてください。

また、理学療法士がサービス提供に入る場合は、訪問看護計画書及び訪問看護報告書に理学療法士が行うサービス内容やその評価、署名等が必要です。

記録の整備

運営指導等における指摘事例

- 訪問看護計画書の利用者の同意の記録が整備されていない。
- 従業者の勤務した時刻についての記録が整備されていない。
- 従業者の資格証が適切に保管されていない。

諸記録の定期的な確認を行う

勤務した時刻について、看護師等の従業者の勤務記録のほか、法人代表者と管理者を兼務している場合等においても管理者としての勤務記録は適切に整備する必要があります。

資格証について、全従業者の資格証の写しを保管する必要があります。また管理者は、従業者の資格証の写しを確認（保管）すること及び、当該資格証がサービス提供することが可能であるか等の確認をお願いします。

諸記録について、定期的な確認をお願いします。

サービス提供体制強化加算

運営指導等における指摘事例

- 研修計画が作成されていない。
- 研修を実施していない。
- 技術指導を目的とした会議について、すべての従業員が参加した記録がない。

各算定要件について再度確認を行う

算定事業所については、下記表より各算定要件を再度確認を行ってください。

算定要件		I	II
(1)	指定訪問看護事業所の全ての看護師等に対し、看護師等ごとに研修計画を作成し、当該計画に従い、研修(外部における研修を含む。)を実施又は実施を予定していること。	○	○
(2)	利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たっての留意事項の伝達又は当該指定訪問看護事業所における看護師等の技術指導を目的とした会議を定期的に開催すること。(全ての看護師等の参加が必要。)	○	○
(3)	当該指定訪問看護事業所の全ての看護師等に対し、健康診断等を定期的実施すること。	○	○
(4)	当該指定訪問看護事業所の看護師等の総数のうち、勤続年数7年以上の者の占める割合が100分の30以上であること。	○	-
(5)	当該指定訪問看護事業所の看護師等の総数のうち、勤続年数3年以上の者の占める割合が100分の30以上であること。	-	○

居宅介護支援事業者等との連携等

運営指導等における指摘事例

(居宅介護支援事業者等との連携及び居宅サービス計画に沿ったサービスの提供)

- 居宅サービス計画に位置付けられたサービスの提供日時と実際のサービスの提供日時が異なる。

居宅サービス計画の定期的な確認を行う

サービスを提供するに当たっては、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければなりません。また、指定介護保険サービス事業者は、居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿った個別サービス計画を作成し、サービスを提供しなければなりません。

利用者の希望等によってサービスの提供日や提供時間等が変更になる場合には、介護支援専門員と連携し、適切なケアプランを備えるようにしてください。

指定訪問リハビリテーションの具体的取扱方針

運営指導等における指摘事例

- 一部の構成員（居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等）を招集していない。
- リハビリテーション会議の記録がない。

リハビリテーション会議の開催にあたって

指定訪問リハビリテーション事業者は、リハビリテーション会議の開催により、リハビリテーションに関する専門的な見地から利用者の状況等に関する情報を医師、理学療法士等、介護支援専門員、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者その他の関係者と共有するよう努め、利用者に対し、適切なサービスを提供してください。

当該会議の開催にあたり、記録（開催日時、開催場所、会議出席者及びリハビリテーションの内容等）をお願いします。

指定居宅療養管理指導の具体的取扱方針

居宅介護支援事業者等に対する情報提供

指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、療養上適切な居宅サービスが提供されるために必要があると認める場合又は居宅介護支援事業者若しくは居宅サービス事業者から求めがあった場合は、居宅介護支援事業者又は居宅サービス事業者に対し、居宅サービス計画の作成、居宅サービスの提供等に必要な情報提供又は助言を行うことが必要です。

情報提供又は助言については、原則として、サービス担当者会議に参加することにより行います。ただし、サービス担当者会議への参加によることが困難な場合については、居宅介護支援事業者又は居宅サービス事業者に対して、原則として、情報提供又は助言の内容を記載した文書を交付して行うことが必要です。

介護支援専門員とは必ず連携をとる

利用者に介護支援専門員がついているにもかかわらず、事前の居宅サービス計画の作成及びサービス担当者会議への参加等を経ずに利用者へサービス提供等を行うと、基準違反に該当する場合があります。介護支援専門員とは必ず連携をとるようにしてください。

介護支援専門員への情報提供

平成30年度介護報酬改定に関するQ & A (Vol. 1) (平成30年3月23日) 問6より

医師、歯科医師又は薬剤師による居宅療養管理指導について、介護支援専門員への情報提供が必ず必要になったが、月に複数回の居宅療養管理指導を行う場合であっても、毎回情報提供を行わなければ算定できないのか。

月複数回実施の場合の情報提供

- 毎回行うことが必要である。
- なお、医学的観点から、利用者の状態に変化がなければ、変化がないことを情報提供することや、利用者や家族に対して往診時に行った指導・助言の内容を情報提供することにより。

介護保険サービス 訪問・通所系

令和5年度 船橋市指導監査課 介護保険サービス事業者等及び障害福祉サービス事業者等集団指導

1 運営指導及び監査等の状況 (P5)

2 各種お知らせ等 (P23)

3 運営指導等における指摘事例等

- ・全サービス共通 (P44)
- ・訪問介護、訪問入浴介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護 (P58)
- ・訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導 (P74)
- ・(地域密着型・認知症対応型) 通所介護 (P84) ・通所リハビリテーション (P95)
- ・福祉用具貸与、特定福祉用具販売 (P101) ・居宅介護支援 (P109)

4 関係法令等

- 1 介護保険課からのお知らせ (P127)
- 2 障害福祉課からのお知らせ (P141)

従業者の員数①

運営指導等における指摘事例

- ・生活相談員、看護職員、介護職員又は機能訓練指導員が人員基準上必要な人数配置されていない。
- ・必要な資格を持っていない従業者が、該当の職種として勤務していた。

適切なサービス提供ができる勤務の体制を定めてください

指定通所介護事業者は、利用者に対し適切な指定通所介護を提供できるよう、指定通所介護事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めるようにしてください。

人員基準を再確認し、勤務予定を作成する際及び前日等に必要人員が確保されているかの確認を行ってください。また、事業所で資格者証を管理し、確認を行ってください。

従業者の員数②

生活相談員

指定通所介護の提供日ごとに、当該指定通所介護を提供している時間帯に生活相談員が勤務している時間数の合計数を当該指定通所介護を提供している時間帯の時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる員数

■必要な資格

【「社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当する者」の資格】

・三科目主事（大卒）・社会福祉主事任用資格・社会福祉士・精神保健福祉士

【船橋市において上記と「同等以上の能力を有すると認められる者」の資格】

・介護支援専門員・介護福祉士

看護師または准看護師

指定通所介護の単位ごとに、専ら当該指定通所介護の提供に当たる看護職員が1人以上確保されるために必要と認められる員数

従業者の員数③

介護職員

指定通所介護の単位ごとに、当該指定通所介護を提供している時間帯に介護職員が勤務している時間数の合計数を当該指定通所介護を提供している時間数で除して得た数が利用者の数が15までの場合にあっては1人以上、15を超える場合にあっては15を超える部分の数を5で除して得た数に1を加えた数以上確保されるために必要と認められる員数

機能訓練指導員

1人以上

■必要な資格

- ・理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・看護職員・柔道整復師
- ・あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師（※一定の実務経験を有する者）

通所介護計画の作成

運営指導等における指摘事例

- ・当日のプログラム等の具体的なサービスの内容が位置づけられていない。
- ・利用曜日、入浴の利用曜日の位置づけがない。
- ・居宅サービス計画と利用曜日、提供時間等に差異がある。
- ・サービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行っていない。

サービス内容等についての定期的な確認が重要

具体的なサービス内容を記載しているか、居宅サービス計画の内容に沿っているか確認してください。また、それぞれの利用者ごとに、通所介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行ってください。

また、居宅サービス計画に沿った内容になるように介護支援専門員と連携してください。

【具体的内容の例】

- ・プログラム等で1日の流れを記載してください。
- ・利用曜日、入浴の利用曜日がわかるように記載してください。

居宅介護支援事業者等との連携

運営指導等における指摘事例

- ・ 居宅サービス計画に位置づいていないサービスを提供している。
- ・ 事業所に備えられている居宅サービス計画が最新のものでない。

各計画の整合性を図り、密接な連携に努める

介護サービスを提供するにあたっては、居宅介護支援事業所と連携し、居宅サービス計画に沿ったサービス提供を行ってください。なお、居宅サービス計画に位置づいていないサービス提供は、保険給付対象外となる場合があります。

事業所に保管している居宅サービス計画が最新のものであるか確認し、居宅サービス計画が実際のサービス提供と異なる場合は最新の居宅サービス計画の交付を受けてください。

利用者のサービス利用調整や健康状態の把握のため、利用者の担当介護支援専門員との密接な連携に努めてください。

居宅サービス計画に沿ったサービス提供

運営指導等における指摘事例

- ・送迎の遅れにより、サービス提供開始時間にサービス提供が開始されていない。
- ・サービス提供終了時間より先に、送迎を開始している。

介護報酬区分の変わらない範囲のサービス提供時間の短縮も基準違反

介護報酬の区分が変わらない遅れ等についても、居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿った指定通所介護を提供しなければならないため、基準違反となりますので計画に沿ったサービス提供の実施をしてください。

送迎ルートや時間を見直し、サービス提供開始時間には提供を開始できるようにし、サービス提供終了時間まではサービス提供を行い、終了時間を過ぎてからの送迎を行ってください。

サービスの提供の記録

運営指導等における指摘事例

- ・ サービス提供の開始、終了時刻の記録がない。
- ・ 入浴、個別機能訓練などの実施記録がない。

サービス提供の記録をつけているか確認を行う

提供した具体的なサービスの内容等を記録してください。

- ・ 提供した具体的なサービス内容についての記録
- ・ 実際のサービス提供の開始、終了時刻 (送迎の記録でも可(※))

(※)送迎の事業所発着時刻とサービス提供の開始・終了時刻が同一でない場合、送迎の事業所発着時刻はサービス提供の開始、終了時刻とはみなせません。
実際にサービスを提供した時間がわかる記録が必要になります。

地域との連携等

運営指導等における指摘事例

- ・ おおむね6月に1回以上の運営推進会議が行われていない。

運営推進会議の実施、記録、公表について

おおむね6月に1回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けてください。

また、会議の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、個人情報の取扱いに気を付けて公表してください。

新型コロナウイルス感染症が5類となり特例が終了しておりますので、基準に沿った運営推進会議を実施してください。

非常災害対策

運営指導等における指摘事例

- ・非常災害計画を作成はしているが、定期的に従業員並びに利用者及びその家族等に周知を行っていない。
- ・定期的に避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行っていない。

定期的な周知・訓練を実施し、地域住民との連携体制を整備

非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業員等に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行ってください。

また、訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう日頃から地域住民との密接な連携体制を確保するなど、体制作りに努めてください。

個別機能訓練加算

運営指導等における指摘事例

- ・利用者の居宅の訪問を行っていない。
- ・3月ごとに1回以上、利用者の居宅訪問を行い、居宅における生活状況の確認を行っているが居宅訪問時の記録がない。

加算要件

機能訓練指導員等が利用者の居宅を訪問し、居宅での生活状況を確認した上で、個別機能訓練計画を作成してください。また、居宅訪問について実施のみでなく、居宅訪問時の記録を残してください。

その後、3月に1回以上利用者の居宅を訪問した上で、居宅における生活状況をその都度確認するとともに利用者・家族に個別機能訓練計画の進捗状況等を説明、記録し、必要に応じて個別機能訓練計画の見直し等を行ってください。

介護保険サービス 訪問・通所系

令和5年度 船橋市指導監査課 介護保険サービス事業者等及び障害福祉サービス事業者等集団指導

1 運営指導及び監査等の状況 (P5)

2 各種お知らせ等 (P23)

3 運営指導等における指摘事例等

- ・全サービス共通 (P44)
- ・訪問介護、訪問入浴介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護 (P58)
- ・訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導 (P74)
- ・(地域密着型・認知症対応型) 通所介護 (P84) ・通所リハビリテーション (P95)
- ・福祉用具貸与、特定福祉用具販売 (P101) ・居宅介護支援 (P109)

4 関係法令等

- 1 介護保険課からのお知らせ (P127)
- 2 障害福祉課からのお知らせ (P141)

記録の整備

運営指導等における指摘事例

- ・他サービス（特に施設系サービス）との兼務がある従業者について、タイムカードの打刻等の勤務時間の記録はあるが、勤務の分けが行われている記録が確認できない。

勤務の記録について

通所リハビリテーション事業所ごとに従業者の勤務の体制を定め、勤務の記録を行う必要があります。特に、施設サービス等との兼務がある従業者については、タイムカードに「通所リハビリテーション勤務」等を明記したり、別にシフト表を作成する等して勤務分けを行い、通所リハビリテーションで勤務した時刻の記録を行うようにしてください。

非常災害対策

運営指導等における指摘事例

- ・非常災害計画を作成はしているが、定期的に従業員並びに利用者及びその家族等に周知を行っていない。

定期的な周知・訓練を実施し、地域住民との連携体制を整備

非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業員並びに利用者及びその家族等に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行ってください。

また、訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう日頃から地域住民との密接な連携体制を確保するなど、体制作りに努めてください。

居宅介護支援事業者等との連携

運営指導等における指摘事例

- ・事業所に備えられている居宅サービス計画が最新のものでない。

各計画の整合性を図り、密接な連携体制を

事業所に保管している居宅サービス計画が最新のものであるか確認し、居宅サービス計画が実際のサービス提供と異なる場合は最新の居宅サービス計画の交付を受けてください。

また、利用者のサービス利用調整や健康状態の把握のため、利用者の担当介護支援専門員との密接な連携に努めてください。

リハビリテーションマネジメント加算①

リハビリテーションマネジメント加算にかかる記録について

リハビリテーションマネジメント加算の算定要件に「各要件に適合することを確認し、記録すること」とあります。要件に沿って行ったことは、加算を算定する上での根拠となりますので適切に記録を行ってください。

- 《例》
- ・ リハビリテーション会議の開催日や内容の記録
 - ・ 通所リハビリテーション計画を説明し、同意を得た記録
(説明日、説明者、説明した相手等)
 - ・ 医師への報告や介護支援専門員に情報提供を行った記録

リハビリテーションマネジメント加算②

運営指導等における指摘事例

- ・リハビリテーションマネジメント加算の算定にあたり、算定開始月よりリハビリテーション会議の開催頻度が3月に1回であるが、利用者の過去のリハビリテーションに係る利用記録がない。

リハビリテーション会議の開催頻度について

通所リハビリテーション計画の作成に当たって、当該計画の同意を得た日の属する月から起算して6月以内の場合に当たっては1月に1回以上リハビリテーション会議を開催しなければならないが、指定（介護予防）通所リハビリテーション事業所や当該事業所の指定を受けている保険医療機関において、算定開始月の前月から起算して24月以内に介護保険または医療保険のリハビリテーションに係る報酬の請求が併せて6月以上ある利用者については、算定当初から3月に1回の頻度でよい。

上記要件に該当し、リハビリテーション会議を算定当初から3月に1回以上とした際には、根拠となる過去の利用についての記録も残してください。

介護保険サービス 訪問・通所系

令和5年度 船橋市指導監査課 介護保険サービス事業者等及び障害福祉サービス事業者等集団指導

1 運営指導及び監査等の状況 (P5)

2 各種お知らせ等 (P23)

3 運営指導等における指摘事例等

- ・全サービス共通 (P44)
- ・訪問介護、訪問入浴介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護 (P58)
- ・訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導 (P74)
- ・(地域密着型・認知症対応型)通所介護 (P84) ・通所リハビリテーション (P95)
- ・福祉用具貸与、特定福祉用具販売 (P101) ・居宅介護支援 (P109)

4 関係法令等

- 1 介護保険課からのお知らせ (P127)
- 2 障害福祉課からのお知らせ (P141)

全国平均貸与価格

運営指導等における指摘事例

- ・全国平均貸与価格に関する情報を提供していない。

全国平均貸与価格の確認

令和3年4月より価格の見直しが3年に一度の頻度（新商品は3月ごと）となりました。
定期的に下記ホームページを確認してください。

（月平均100件以上の貸与件数となったことがある商品が対象です。）

※介護保険最新情報Vol. 886より

○全国平均貸与価格の確認方法（厚生労働省ホームページ）

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000212398.html>

福祉用具専門相談員の員数

福祉用具専門相談員の員数

指定福祉用具貸与事業者（指定特定福祉用具販売事業者）が指定福祉用具貸与事業所（指定特定福祉用具販売事業所）に置くべき福祉用具専門相談員の員数は、常勤換算方法で、2人以上とする。

管理者及び(福祉用具貸与と特定福祉用具販売以外の)他サービス等に
従事している時間は含みません。他サービス等に従事している時間
を除いて、常勤換算方法で2人以上を配置してください。

福祉用具専門相談員の員数

《例》常勤職員の一月あたりの勤務時間が160時間の事業所の場合

職 種	勤務形態	氏 名	第 1 週							28	4週の 合計
			1	2	3	4	5	6	7		
			月	火	水	木	金	土	日		
管理者	B	船橋太郎	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0				80.0
福祉用具専門相談員	B	船橋太郎	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0				80.0
福祉用具専門相談員	A	汗一平	8.0	8.0	8.0	8.0	8.0				160.0
福祉用具専門相談員	C	風さやか	7.0		7.0		7.0				84.0

管理者に従事している時間を抜いた の部分が福祉用具専門相談員として勤務した時間となります。

上記の場合、合計時間が324時間、常勤換算方法で2.025となるので、常勤換算2人以上が配置できています。

記録の整備

運営指導等における指摘事例

- ・(福祉用具貸与と特定福祉用具販売以外の)他サービス等との兼務がある従業者について、タイムカードの打刻等の勤務時間の記録はあるが、勤務の分けが行われている記録が確認できない。

勤務の記録について

福祉用具貸与(特定福祉用具販売)事業所ごとに従業者の勤務の体制を定め、勤務の記録を行う必要があります。他サービス等との兼務がある従業者については、タイムカードに「福祉用具」等を明記したり、別にシフト表を作成する等して勤務分けを行い、福祉用具貸与(特定福祉用具販売)事業所で勤務した時刻の記録を行うようにしてください。

福祉用具貸与(特定福祉用具販売)計画の作成

運営指導等における指摘事例

- ・福祉用具貸与と特定福祉用具販売の利用があるが、福祉用具貸与計画と特定福祉用具販売計画が一体的に作成されていない。

福祉用具貸与計画及び特定福祉用具販売計画の作成

福祉用具専門相談員は、利用者の希望や心身の状況等を踏まえ、指定福祉用具貸与(指定福祉用具販売)の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した福祉用具貸与計画(特定福祉用具販売計画)を作成してください。この場合において、貸与と販売の利用がある時は、福祉用具貸与計画と特定福祉用具販売計画を一体のものとして作成してください。

居宅介護支援事業者等との連携

運営指導等における指摘事例

- ・事業所に備えられている居宅サービス計画が現在のサービス内容と異なっている等適切な内容のものでない。

各計画の整合性を図り、密接な連携体制を

事業所に保管している居宅サービス計画が適切なものであるか確認し、居宅サービス計画が実際のサービス提供と異なる場合は最新の居宅サービス計画の交付を受けてください。

また、利用者のサービス利用調整や健康状態の把握のため、利用者の担当介護支援専門員との密接な連携に努めてください。

利用料等の受領

利用者負担の軽減、利益の供与

指定福祉用具貸与事業者は、法定代理受領サービスとして提供される指定福祉用具貸与についての利用者負担として、居宅介護サービス費用基準額の利用者負担割合に応じた割合の支払いを受けなければなりません。

また、指定福祉用具貸与事業者は、現に要した費用の額として適切な利用料を設定し、指定福祉用具貸与の提供内容によって利用者から選択される必要があります。そのため、指定福祉用具貸与事業者が受領した自己のサービス提供に係る利用者負担を金品その他の財産上の利益に替えて直接的又は間接的に供与し、事実上自己の利用者の利用者負担の全部または一部を軽減することは適切ではありません。

また、自己以外の者が自己のサービス提供に係る利用者負担を前提として、自己の利用者に対して金品その他の財産上の利益を供与している場合も同様です。

利用者負担の軽減、利益の供与にあたることは行わないようにしてください。

介護保険サービス 訪問・通所系

令和5年度 船橋市指導監査課 介護保険サービス事業者等及び障害福祉サービス事業者等集団指導

1 運営指導及び監査等の状況 (P5)

2 各種お知らせ等 (P23)

3 運営指導等における指摘事例等

- ・全サービス共通 (P44)
- ・訪問介護、訪問入浴介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護 (P58)
- ・訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導 (P74)
- ・(地域密着型・認知症対応型) 通所介護 (P84) ・通所リハビリテーション (P95)
- ・福祉用具貸与、特定福祉用具販売 (P101) ・居宅介護支援 (P109)

4 関係法令等

- 1 介護保険課からのお知らせ (P127)
- 2 障害福祉課からのお知らせ (P141)

新型コロナウイルス感染症に係る臨時的な取扱い

注意

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけ変更に伴い、各種制限が緩和されることを踏まえ、臨時的な取扱いがなくても必要なサービスを提供することが可能と考えられるものについては、当該臨時的な取扱いを令和5年5月7日をもって**終了**しています。

サービス担当者会議の開催、モニタリングの居宅訪問及び各加算の取り扱いについて臨時的取扱いが原則終了となっています。

船橋市の詳細な取り扱いについては、下記ホームページに記載されている通知をご覧ください。

補足（船橋市ホームページ）

「令和5年度 介護保険事業者へのお知らせ」

（掲載日：令和5年5月30日）新型コロナウイルス感染拡大に伴うモニタリング等の臨時的な取扱いの終了について（通知）

https://www.city.funabashi.lg.jp/jigyou/fukushi_kosodate/001/05/p114297.html

内容及び手続の説明及び同意①

運営指導等における指摘事例（割合等の説明）

- 前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護(以下「訪問介護等」という。)がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数の中に同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合等の説明が不適切。
- 指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ文書を交付し割合等の説明を行っていない。

提供の開始に際し、文書を交付しての説明及び利用者からの署名は必須

給付実績の有無に関わらず、直近の期間のものを説明する必要があります。

割合等の説明について文書を交付して説明を行い、それを理解したことについて利用者から署名を得ていない場合には、契約月から当該状態が解消されるに至った月の前月まで**減算（運営基準減算）**になります。

内容及び手続の説明及び同意②

記載例

以下のように重要事項説明書等に記載し、訪問介護等の割合等を把握できる資料を別紙として作成し、居宅介護支援の提供の開始において示すとともに説明することが考えられます。（令和3年度介護報酬改定Q&A Vol. 3 問111参照）

<例> ※重要事項説明書

第●条 当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は別紙のとおりである。

別紙			
① 前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用割合			
訪問介護	●%		
通所介護	●%		
地域密着型通所介護	●%		
福祉用具貸与	●%		
② 前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスごとの、同一事業者によって提供されたものの割合			
訪問介護	○○事業所 ●%	□□事業所 ●%	△△事業所 ●%
通所介護	△△事業所 ●%	××事業所 ●%	○○事業所 ●%
地域密着型通所介護	□□事業所 ●%	△△事業所 ●%	××事業所 ●%
福祉用具貸与	××事業所 ●%	○○事業所 ●%	□□事業所 ●%

指定居宅介護支援の具体的取扱方針①

運営指導等における指摘事例（アセスメントの実施）

- 居宅サービス計画の作成にあたってアセスメントを実施していない。
- アセスメントの実施理由が不明確。（例：更新のため× 介護認定更新のため○）
- アセスメントの実施理由について記録されていない。
- アセスメントの結果の記録が行われていない。

居宅サービス計画の初回作成時と見直し時には必ず行う

アセスメントは、居宅サービス計画の作成に当たって利用者の状況の把握や課題分析のために必ず行うものであり、居宅サービス計画の初回作成時と見直し時には必須となります。

アセスメントを行った際には、実施に至った理由（初回、要介護認定の更新、区分変更、サービスの変更、退院・退所、入所、転居、そのほか生活状況の変化、居宅介護支援事業所の変更等）を併せて具体的に記録するとともに、適切に記録の保管をしてください。

詳細は、厚生労働省が発出している「介護サービス計画書の様式及び課題分析標準項目の提示について」（平成11年11月12日 老企第29号）等を参照してください。

指定居宅介護支援の具体的取扱方針②

運営指導等における指摘事例（居宅サービス計画の原案の作成）

- 提供しているサービスの提供頻度及びサービス提供時間が居宅サービス計画に適切に位置付いていない。
- 提供終了したサービスが居宅サービス計画に位置付いている。

居宅サービス計画の見直しと取り扱い

居宅サービス計画に位置付けられたサービスの提供頻度、時間及び提供内容が変わった場合には、居宅サービス計画の見直しを行い、適切に原案を作成してください。

なお、アセスメントを通じて軽微な変更と判断し、サービス担当者会議等を省略した場合には、軽微な変更であると判断した理由等を具体的に記録し、利用者及びサービス担当者等に修正した居宅サービス計画の交付を行ってください。

指定居宅介護支援の具体的取扱方針③

運営指導等における指摘事例 (サービス担当者等による専門的意見の聴取)

- 一部の指定居宅サービスの担当者を招集していない。(主に居宅療養管理指導)
- サービス担当者会議の要点又はサービス担当者への照会内容について記録していない。

居宅サービス計画に位置付けた全ての指定居宅サービス等の担当者を招集する

居宅サービス計画の変更の必要性等について、指定居宅サービス等の担当者から専門的な見地からの意見を求める必要があります。居宅サービス計画に位置付けた全ての指定居宅サービス等の担当者を招集してください。

なお、やむを得ない理由によりサービス担当者会議への参加が出来ず、各サービス担当者への照会となった場合にも、照会内容について記録し、適切に保管すること。

指定居宅介護支援の具体的取扱方針④

運営指導等における指摘事例（モニタリングの実施）

- モニタリングの結果の記録が一部行われていない。
- モニタリングの結果の記録が不十分である。（確認項目欄の記入漏れ等）

1月に1回必ず実施し、記録する

少なくとも1月に1回利用者の居宅を訪問し、居宅サービスの実施状況の把握を行うこと。なお、モニタリングの記載方法等については、厚生労働省が発出している介護保険最新情報Vol. 958（令和3年3月31日）を参照してください。

【運営指導にて指摘した、運営基準減算の該当事例】

- 当該事業所の介護支援専門員が1月に1回利用者の居宅を訪問し、利用者に面接していない場合
- モニタリングの結果を記録していない状態が1月以上継続する場合

指定居宅介護支援の具体的取扱方針⑤

運営指導等における指摘事例（主治の医師等の意見等の確認）

- 利用者の希望により、訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスを居宅サービス計画に位置付ける際に、主治の医師等の意見等の確認の記録を整備していない。
- 居宅サービス計画を作成した際に、当該居宅サービス計画を主治の医師等に交付していない。

主治の医師等への確認内容について記録を残す

訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスは、主治の医師等が必要性を認めたものに限られるので、利用者の同意を得て、主治の医師等の意見を求めなければなりません。併せて、作成した居宅サービス計画を主治の医師等に交付する必要があります。

意見の確認については、介護支援専門員自らが専門的立場で主治医から意見を求める必要があります。確認内容については、支援経過等に記録を残してください。

記録の整備①

運営指導等における指摘事例 (従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録の整備)

- 従業者の勤務の記録について、他サービスと兼務している職員の勤務の記録が適切に行われていない。

職員の兼務の取り扱い

事業所の職員が他サービス（訪問介護等の介護保険サービス、障害福祉サービス等）及び他事業所で勤務している時間については、当該事業所の勤務時間には含められません。

そのため、当該事業所の勤務時間と、兼務先の勤務時間を分けて記録することが必要です。

兼務先の勤務時間を適切に把握した上で、各事業所における人員基準を満たすように職員を配置してください。

記録の整備②

(主任) 介護支援専門員資格の有効期間の確認

事業所で勤務する全ての介護支援専門員の

- ・ 介護支援専門員証の有効期間
- ・ 主任介護支援専門員（更新）研修修了者は、修了証明書の有効期間

について、事業所で保管している資格証等は適切か改めてご確認ください。

補足（千葉県ホームページ）

「介護支援専門員資格をお持ちの方へ」

<https://www.pref.chiba.lg.jp/koufuku/kaigohoken/senmonin/kaigoshien/index.html>

記録の整備③

運営指導等における指摘事例（個々の利用者ごとの諸記録の整備）

- サービス担当者会議の要点を整備していない。
- サービス担当者会議の照会に対する回答の記録がない。
- モニタリングの記録がない。

書類等について、適切に記録に残す

指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供に関する記録を整備し、その完結の日から5年間保存することが必要です。

居宅サービス計画やケアマネジメントプロセスに関する書類等（アセスメント、サービス担当者会議及びモニタリング）について、個々の利用者ごとに個別ファイル等で記録を整備してください。

運営基準減算①

注意

指定居宅介護支援の提供の開始に際しあらかじめ文書を交付して説明を行っていなかったとして、運営基準減算に該当し、介護報酬を返還する事例が多く確認されています。改めて基準をよく確認し、適切に利用者への説明等を行ってください。

あらかじめ文書を交付して説明し、署名を得る必要がある事項

- 利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を照会するよう求めることができること。
- 利用者は居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めることができること。
- 前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下「訪問介護等」）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合。
- 前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数のうちに同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合。

運営基準減算①

注意

指定居宅介護支援の提供の開始に際しあらかじめ文書を交付して説明を行っていないか
 かったとして、**文書を交付して説明を行い、それを理解した**
 す。改めて基準減算を請求する場合は、**多く確認されています。**

**ことについて利用者から署名を得ていない場合、
 契約月から当該状態が解消されるに至った月の
 前月まで減算となります。（運営基準減算）**

あらかじめ文書を交付して説明し、署名を得る必要がある事項

- **初月所定単位数の100分の50に相当する
 単位数、2月以降は100分の100に相当す
 る単位数の返還となります。**
- 利用者は複数が指定居宅介護支援事業者を指定することができること。
- 利用者は居宅介護支援事業者を指定するに当たって、指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めることができること。
- 前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下「訪問介護等」）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合。
- 前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数のうちに同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合。

運営基準減算②

注意

1月に1回行うべきモニタリングを行っていなかったとして、運営基準減算に該当する事例も確認されました。

その他、サービス担当者会議の開催の有無や、居宅サービス計画の新規作成及び更新時においてアセスメントが適切に行われていない場合等、運営基準減算に該当する場合があります。

居宅介護支援を構成する一連のケアマネジメントプロセスや介護支援専門員の責務等について、基準をよく確認してください。

モニタリングについて

サービスの実施状況の把握（モニタリング）に当たっては、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければなりません。

- 少なくとも1月に1回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接すること。
- 少なくとも1月に1回、モニタリングの結果を記録すること。

運営基準減算②

注意

1月に1回行うべきモニタリングを行っていない場合として、運営基準減算に該当する事例も確認されました。

その他、サービス担当者会議の開催の有無や、居宅サービス計画の新規作成及び更新時においてアセスメントが適切に行われていない場合等、運営基準減算に該当する場合があります。

居宅介護支援を構成する業務等について、基準を

少なくとも1月に1回モニタリングを行っていない場合や、結果の記録をしていない場合は、契約月から当該状態が解消されるに至った月の前月まで減算となります。（運営基準減算）

モニタリングについて

サービスの実施状況の把握（モニタリング）に当たっては、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければなりません。

- 少なくとも1月に1回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接すること。
- 少なくとも1月に1回、モニタリングの結果を記録すること。

事業所における業務体制の統一

注意

居宅介護支援事業所に複数の介護支援専門員が配置されている事業所において、介護支援専門員ごとに書類の整備状況、行うべき事務（ケアマネジメントプロセス）の理解度が乖離している状況が見受けられます。

一方の介護支援専門員が基準に沿った適切なケアマネジメントを実施していても、他方の介護支援専門員の行うケアマネジメントが基準違反であった場合、居宅介護支援事業所としての基準違反となります。

事業所内で業務体制を見直す

事業所内での書類の管理方法及び記録方法等を、介護支援専門員同士で確認又は管理者による確認（ダブルチェック）を行う等、業務体制が統一されることが望ましいです。

介護保険サービス 訪問・通所系

令和5年度 船橋市指導監査課 介護保険サービス事業者等及び障害福祉サービス事業者等集団指導

1 運営指導及び監査等の状況 (P5)

2 各種お知らせ等 (P23)

3 運営指導等における指摘事例等

- ・全サービス共通 (P44)
- ・訪問介護、訪問入浴介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護 (P58)
- ・訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導 (P74)
- ・(地域密着型・認知症対応型) 通所介護 (P84) ・通所リハビリテーション (P95)
- ・福祉用具貸与、特定福祉用具販売 (P101) ・居宅介護支援 (P109)

4 関係法令等

- 1 介護保険課からのお知らせ (P127)
- 2 障害福祉課からのお知らせ (P141)

介護報酬の請求について

概要

国保連合会では、毎月、サービス提供事業者からの請求情報、居宅介護支援事業者からの給付管理票、そして保険者からの受給者台帳情報により、介護報酬の審査・支払いを行っております。

近年、請求誤りによる過誤申立や国保連での審査エラーによる返戻の相談件数が増加しています。介護報酬の請求事務にあたりましては、**各事業者における請求前確認の徹底**をお願いいたします。

なお、過誤調整を行う場合は、指定の過誤申立書を、各月期日までに市に提出してください。

〈過誤申立様式〉

(介護給付費過誤申立書／過誤申立書(総合事業用))

<https://www.city.funabashi.lg.jp/kenkou/kaigo/001/p012831.html>

請求事務に係る留意事項

- ✓ 国保連の審査で使用する保険者の受給者台帳情報は、前月末時点の情報です。
(例) 12月に11月の要介護状態の認定結果が出た場合、その要介護区分の情報は12月審査で国保連の使用する受給者台帳情報には登録されません。
- ✓ 介護保険料滞納による「**給付額の減額**」及び「**支払い方法の変更**」適用中の利用者については、利用者負担等が通常と異なります。サービス提供前に利用者に「被保険者証」や「負担割合証」の提示を求める等により、利用者情報を確認いただきますようお願いいたします。

負担限度額認定について

概要

介護保険施設やショートステイ（短期入所生活介護・短期入所療養介護）を利用した場合の食費・居住費（滞在費）は利用者負担となりますが、低所得の人のサービス利用が困難とならないよう、食費・居住費等については負担限度額が設けられています。低所得の人は所得に応じた負担限度額までを自己負担し、残りの基準費用額との差額分は特定入所者介護サービス費として介護保険給付から給付します。

制度の詳細は下記船橋市ホームページも併せてご確認ください。

〈介護保険施設での食費・居住費（滞在費）の軽減について〉

<https://www.city.funabashi.lg.jp/kenkou/kaigo/004/p010098.html>

負担限度額認定申請に係る留意事項

- ✓ 認定の有効期間は申請のあった月の1日まで遡ることができます。サービス提供にあたっては、事前に「負担限度額認定証」により「適用開始日」等の確認をお願いします。
- ✓ 負担限度認定者が生活保護を廃止した場合、以降の負担限度認定には改めて介護保険課に申請が必要です。
- ✓ 年度途中で市民税の修正をした場合、修正後の課税状況で審査するには、修正後に介護保険課に申請が必要です。
- ✓ 負担限度認定者が転居により、保険者が変更になった場合、保険者ごとに申請が必要です。

負担限度額認定について

対象となる人（市への申請が必要です）

次のすべてに該当する人

◆市民税非課税世帯に属していること

（ただし、住所が異なる配偶者※1が市民税課税である場合には対象外です。）

◆預貯金等※2の金額が、次の表の要件を満たすこと

利用者負担段階		預貯金等の金額（65歳以上）
第1段階	生活保護受給者 老齢福祉年金受給者	1,000万円以下 （配偶者と合わせて2,000万円以下）
第2段階	年金収入額※3とその他の合計所得金額の合計が年間80万円以下	650万円以下 （配偶者と合わせて1,650万円以下）
第3段階①	年金収入額とその他の合計所得金額の合計が年間80万円を超え120万円以下	550万円以下 （配偶者と合わせて1,550万円以下）
第3段階②	年金収入額とその他の合計所得金額の合計が年間120万円超	500万円以下 （配偶者と合わせて1,500万円以下）

65歳未満の人は年金収入額等にかかわらず1,000万円以下（配偶者と合わせて2,000万円以下）

※1 配偶者には、事実上の婚姻関係にある者を含みます。

※2 有価証券や現金（タンス預金）等も含みます。

※3 年金収入額は、非課税年金（遺族年金、障害年金等）を含みます。

負担限度額認定について

負担限度額および基準費用額（1日あたり）

		食費		居住費			
		介護保険施設	ショートステイ	ユニット型個室	ユニット型個室的多床室	従来型個室	多床室
基準費用額※		1,445円		2,006円	1,668円	1,668円 (1,171円)	377円 (855円)
利用者負担段階	第1段階	300円	300円	820円	490円	490円 (320円)	0円
	第2段階	390円	600円	820円	490円	490円 (420円)	370円
	第3段階①	650円	1,000円	1,310円	1,310円	1,310円 (820円)	370円
	第3段階②	1,360円	1,300円				

（ ）内の金額は、介護老人福祉施設または短期入所生活介護を利用した場合の金額です。

※基準費用額とは、施設における食費・居住費の平均的な費用を勘案して定められる額です。

高額介護（介護予防）サービス費

概要

利用者が同じ月に受けた介護保険サービス費の利用者負担の世帯合計額が利用者負担上限額を超えた場合、申請により超えた部分を支給します。

なお、総合事業の介護予防・生活支援サービスを利用した分が該当した場合は、「高額介護予防サービス費相当事業費」として支給します。

制度の詳細は下記船橋市ホームページも併せてご確認ください。

〈高額介護（介護予防）サービス費について〉

<https://www.city.funabashi.lg.jp/kenkou/kaigo/004/p010101.html>

高額医療合算介護（介護予防）サービス費

概要

各医療保険（国民健康保険、被用者保険、後期高齢者医療）における世帯内で、**医療保険および介護保険の両制度における自己負担の合計額**（毎年8月～翌年7月までの総額）が一定の上限額を超えた場合、その超えた部分の金額を支給します。

・自己負担額の合計額とは

医療保険の高額療養費および介護保険の高額介護（介護予防）サービス費等の適用を受けた後の自己負担の合計額。

※ただし、認知症訪問支援サービス、福祉用具購入費、住宅改修費および利用者が負担する食費、居住費、日常生活費は含みません。

〈高額医療・高額介護合算制度について〉

<https://www.city.funabashi.lg.jp/kenkou/kaigo/004/p010102.html>

船橋市利用者負担助成制度

概要

対象となるサービスを利用した場合、利用者負担額（保険給付分）の4割を助成し、利用者負担軽減及び居宅サービスの利用促進を図るための制度です。

制度の詳細は下記船橋市ホームページをご確認ください。

〈利用者負担助成制度〉

<https://www.city.funabashi.lg.jp/kenkou/kaigo/004/p010100.html>

対象となるサービス

- 訪問介護 ○訪問看護 ○訪問リハビリテーション ○訪問入浴介護 ○通所介護
- 通所リハビリテーション ○定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ○福祉用具貸与
- 夜間対応型訪問介護 ○認知症対応型通所介護 ○小規模多機能型居宅介護
- 看護小規模多機能型居宅介護 ○認知症訪問支援サービス ○地域密着型通所介護
- 介護予防訪問型サービス ○介護予防生活支援サービス ○介護予防通所型サービス
- 介護予防運動機能向上デイサービス ○介護予防ミニデイサービス

＜対象となるサービスに介護予防がある場合は、それらも対象になります。＞

対象となる人（市への申請が必要です。）

次のすべてに該当する人

- ◆年間収入が単身世帯で150万円以下（同一住所の世帯人数が1人増えるごとに+50万円）
 - ◆預貯金等が単身世帯で350万円以下（同一住所の世帯人数が1人増えるごとに+100万円）
- ※生活保護や給付制限（保険料滞納者への措置）を受けている人は**助成対象外**です。

認知症訪問支援サービス

概要

特に問題行動等が見受けられる認知症高齢者等の在宅での生活を継続するために必要なサービスであって、介護給付の訪問介護等では給付対象外のサービス行為について、認知症訪問支援サービスとして給付することにより、在宅生活の継続および介護者の負担軽減を図る制度です。

制度の詳細は下記船橋市ホームページをご確認ください。

〈認知症訪問支援サービスについて〉

<https://www.city.funabashi.lg.jp/kenkou/kaigo/006/p010118.html>

対象となるサービス

①不穏の解消

訪問介護提供時に、認知症による心理症状等によりサービスの提供が困難となる場合に、本人の気持ちを落ち着かせる行為。

②搜索等

訪問介護等の提供のために訪問した際に、徘徊により本人がいない場合や、鍵がかかって家に入れない場合に、徘徊の搜索や家族・ケアマネジャー等と連絡をとるなどの行為。

③介護者不在時等の見守り

常に見守りが必要な状態の者に対する介護者が不在の場合や、在宅中であっても見守りが困難な場合の、訪問介護員による見守り。

④外出時の同行支援

常に見守りが必要な状態の者に、通院等の外出介助を介護者である家族が行う場合に、当該外出に係る家族の不安を解消するために、訪問介護員が同行する行為。

サービス提供にあたっての留意事項

- ✓ 当該サービスを担当ケアマネジャーが事前に居宅サービス計画に位置付ける必要があります。
- ✓ 認知症訪問支援サービスを提供する事業所は、介護保険の訪問介護事業者であって、事前に介護保険課への事業者登録が別途必要です。
- ✓ 訪問介護事業者は当該サービスを提供した際には、提供日・内容について、利用者の居宅サービス計画等を記載した書面またはこれに準ずる書面に記載してください。なお、訪問介護に係る事項について記載する書面に併せて記載する場合は、その区別ができるよう記載してください。
- ✓ 訪問介護事業者は、提供した具体的なサービス内容等を記録してください。なお、訪問介護に係る事項について記載する書面に併せて記載する場合は、その区別ができるよう記載してください。

訪問介護によるサービスの取扱いについて

概要

介護保険における訪問介護では、下記のようなサービス内容については、原則、介護給付の算定対象外となります。しかしながら、適切なケアマネジメントの結果、利用者の個別な状況等により訪問介護によるサービス提供が必要と判断される場合、算定可能となる場合があります。

つきましては、当該サービス内容の取扱いに係る船橋市の見解を船橋市ホームページに掲載しておりますので、今後のサービス提供にご活用いただきますようお願いいたします。

サービス内容

〈訪問介護による散歩の取扱いについて〉

<https://www.city.funabashi.lg.jp/kenkou/kaigo/004/p083523.html>

〈同居家族のいる場合の生活援助サービスの取扱いについて〉

<https://www.city.funabashi.lg.jp/kenkou/kaigo/004/p075471.html>

〈訪問介護による院内介助の取扱いについて〉

<https://www.city.funabashi.lg.jp/kenkou/kaigo/004/p083525.html>

生活援助中心型サービスにおける訪問回数が多いケアプランの届出

概要

平成30年10月1日より、一定回数以上の訪問介護（生活援助中心型）を居宅サービス計画に位置付ける場合、市への提出が必要となっておりますので、遺漏のないようご対応お願いいたします。

届出の詳細については、下記船橋市ホームページをご確認ください。

<https://www.city.funabashi.lg.jp/kenkou/kaigo/001/p066126.html>

船橋市のケアマネジメントに関する基本方針

概要

介護支援専門員は介護保険法並びに関係法令等を遵守し、制度全般の専門的な知識と利用者への深い理解により、自立支援・重度化防止に資することを目的としたケアマネジメントを行う必要があります。

この介護保険制度の根幹であるケアマネジメントのあり方を保険者と介護支援専門員で共有することを目的とし「船橋市のケアマネジメントに関する基本方針」を平成30年11月に作成しました。

つきましては、本基本方針の内容を踏まえ、ケアマネジメントを実施していただきますようお願いいたします。

制度の詳細は下記船橋市ホームページも併せてご確認ください。

〈船橋市のケアマネジメントに関する基本方針〉

<https://www.city.funabashi.lg.jp/kenkou/kaigo/001/p066129.html>

基本方針の内容

- ◆ 居宅介護支援に関する基本方針
- ◆ 介護予防支援に関する基本方針
- ◆ 船橋市のケアプラン点検について

介護保険サービスの暫定利用について

概要

介護保険の要介護状態区分の判定には、通常1ヶ月程度いただいております。

しかしながら、利用者の状態像によっては、認定結果を待つことなくサービスの利用が必要となるケースもあることから、認定の決定前であっても暫定ケアプランを基に介護（予防）サービスの利用が可能となっております。

認定結果が非該当になった場合の問題等もありますが、急を要する場合は、本人・家族等の意向を踏まえて、介護保険制度の説明を十分に行っていただいたうえで、サービスの暫定利用をご検討いただきますようお願いいたします。

留意事項

- ✓ 要介護認定を申請した被保険者から暫定でのサービス利用について依頼があった場合、例えば、当該被保険者が明らかに要支援認定になると見込まれるときには、担当地域包括支援センターに暫定ケアプランの作成を依頼するなど、利用者が介護保険サービスの暫定利用ができるよう連絡・調整にご協力をお願いいたします。
- ✓ 暫定でサービスを利用する場合は、仮に認定が異なった場合を想定し、介護予防サービス及び介護サービスの両方の指定を受けている事業者にサービス提供を依頼するなど、利用者へ適切に給付がなされるよう、ご対応をお願いいたします。

〈参考：平成18年4月改定関係Q&A（vol.2） 問52〉

食事提供に係る費用の補助金を交付しております

市では、物価高騰対策として、食材料費の高騰により影響を受けている市内介護サービス事業所等に対し、食事提供に係る費用の補助金を交付しております。

(補助要件などの詳しい内容は下記QRコードより市HPをご確認ください)

補助額

入所系事業所： 29,000円 × 令和5年4月1日時点の利用人数

通所系事業所： 9,000円 × 令和5年4月1日時点の登録者数 (定員数が上限)

申請方法・受付期間



←市HPより必要書類をダウンロードし郵送
令和6年2月29日(木)まで(消印有効)

(https://www.city.funabashi.lg.jp/jigyou/fukushi_kosodate/001/05/p109373.html)

新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の 臨時的取扱いの終了について

臨時的取扱いの対象は、令和6年3月満了の方までになります

新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の臨時的取扱いは、令和5年度末で終了となります。令和6年4月満了の方から、通常どおりの更新申請が必要となりますので、ご注意ください。令和6年3月1日付申請の4月満了の更新申請は、令和6年2月20日からお預かりいたしますので、余裕を持った申請をお願いいたします。

要介護認定調査件数増加に伴う認定調査へのご協力をお願いについて

新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の臨時的取扱いが終了することに伴い、令和6年3月以降は、要介護認定調査件数が大幅に増加することが予想されます。

要介護認定調査につきましては、既に多くの事業所よりご協力を頂いているところではございますが、今後ともより一層のご協力を賜れば幸いです。

なお、委託調査を実施できる介護支援専門員は、指定居宅介護支援事業所に所属し、都道府県または指定都市が主催する認定調査員研修（新規研修）を受講している必要があります。新規研修につきましては、千葉県より委託を受けて、令和6年3月13日に、本市にて開催を予定しておりますので、詳細が決まり次第お伝えさせていただきます。

障害者差別解消法について

しょうがいしゃさべつかいしょうほう 障害者差別解消法って 知っていますか？

この法律では「不当な差別的取扱い」を禁止し、「合理的配慮の提供」を求めています。そのことによって、障害のある人もない人も共に暮らせる社会を目指しています。

<不当な差別的取扱いの禁止と合理的配慮の提供>

「不当な差別的取扱いの禁止」とは？

この法律では、国・都道府県・市町村などの役所や、会社やお店などの事業者が、障害のある人に対して、正当な理由なく、障害を理由として差別することを禁止しています。

これを「不当な差別的取扱いの禁止」といいます。

「合理的配慮の提供」とは？

障害のある人は、社会の中にあるバリアによって生活しづらい場合があります。

この法律では、国・都道府県・市町村などの役所や、会社やお店などの事業者に対して、障害のある人から、社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたとき^(※)に、負担が重すぎない範囲で対応すること（事業者に対しては、対応に努めること）を求めています。

これを「合理的配慮の提供」といいます。

※ 言語（手話を含む。）、点字、拡大文字、筆談、実物を示すことや身振りなどのサインによる合図、触覚など様々な手段により意思が伝えられることをいいます。通訳や障害のある人の家族、支援者、介助者、法定代理人など、障害のある人のコミュニケーションを支援する人のサポートにより本人の意思が伝えられることも含まれます。

たいしょう しょうがいしゃ 対象となる「障害者」は？

この法律に書いてある「障害者」とは、障害者手帳をもっている人のことだけではありません。

身体障害のある人、知的障害のある人、精神障害のある人（発達障害のある人も含む。）、その他の心や体のはたらきに障害がある人で、障害や社会の中にあるバリアによって、日常生活や社会生活に相当な制限を受けている人すべてが対象です。（障害児も含まれます。）

たいしょう じぎょうしゃ 対象となる「事業者」は？

この法律に書いてある「事業者」とは、会社やお店など、同じサービスなどをくりかえし継続する意思をもって行う人たちです。

ボランティア活動をするグループなども「事業者」に入ります。

【出典：厚生労働省「障害者差別解消法リーフレット」より】

障害福祉サービス利用者の介護保険のサービスへの切替

障害福祉サービス利用者は、介護保険のサービスへスムーズに切り替え頂けるよう、要介護認定の申請を65歳の誕生日及び特定疾患に該当する方の40歳の誕生日の3か月前から受付けております。

計画相談員の役割（1）

居宅介護支援事業所、地域包括支援センターと連携し
介護移行後に利用するサービス調整を行う

①介護保険のサービス移行へ向けた確認

対象者の「自分でできること」と「支援が必要なこと」について本人、家族と確認してください。

②居宅介護支援事業所・地域包括支援センターへの相談、職員と対象者との面談

障害福祉課から案内の送付を目安に、居宅介護支援事業所ないし対象者の居住地所管の地域包括支援センターに介護移行後のサービス利用について相談してください。

- 要介護1～5 居宅サービス計画 居宅介護支援事業所が作成 ⇒居宅介護支援事業所へ相談
- 要支援1～2 介護予防サービス計画 包括支援センターが作成 ⇒地域包括支援センターへ相談

※介護度によってケアプランの作成者が異なるため、身体の状態に応じて相談先も異なります。

どちらに相談すべきか判断に迷う場合などは、まずお電話でご相談ください。

障害福祉サービス利用者の介護保険のサービスへの切替

計画相談員の役割（2）

介護保険ケアマネージャーとの連携

①介護保険のケアマネージャーへの引継ぎ

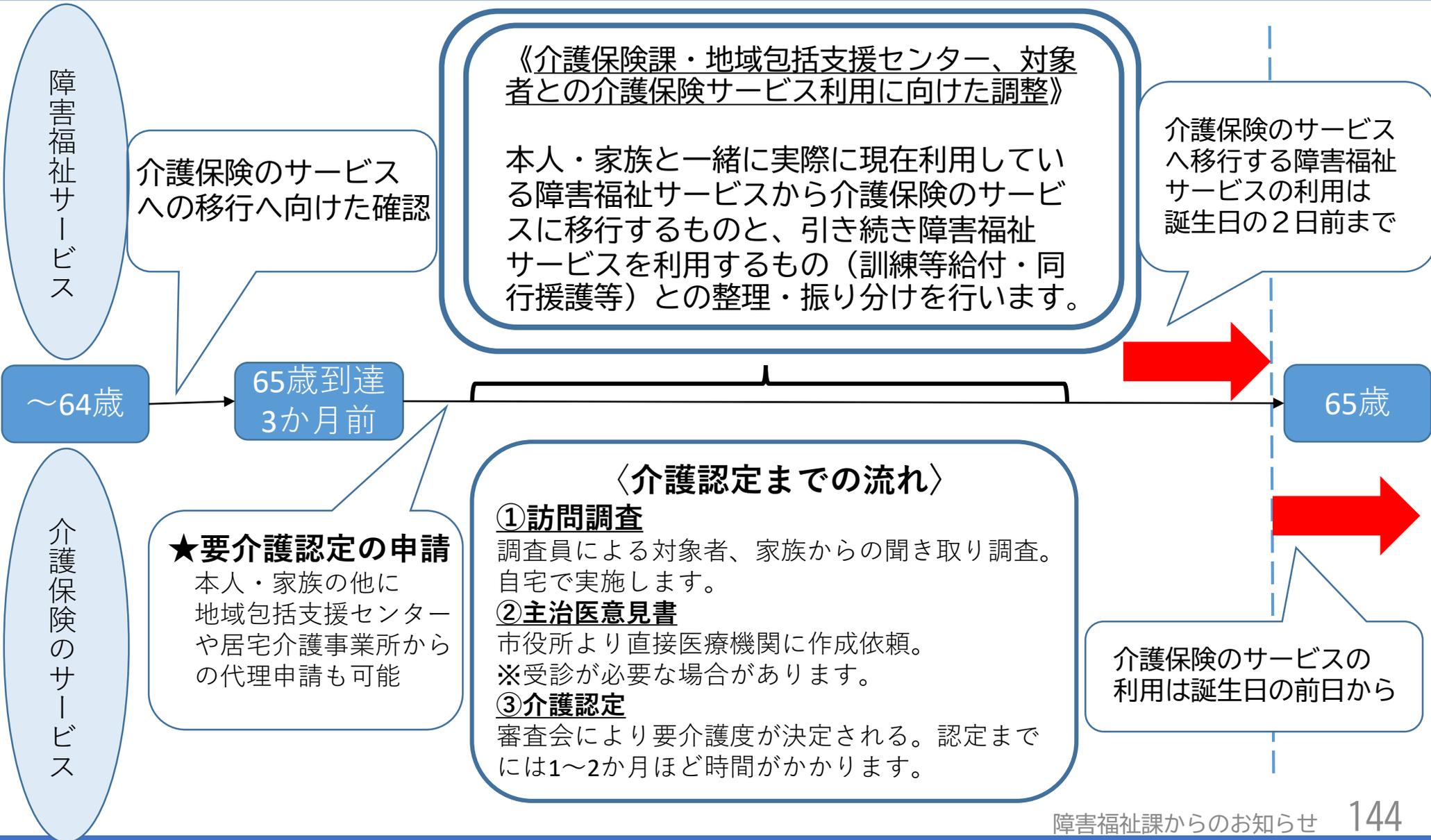
本人に了承を得たうえで、利用する居宅介護支援事業所等のケアマネージャーに対し、本人の状況や利用中の障害福祉サービスについて記載のサービス等利用計画の情報提供し、**適切な引継ぎ**をお願いいたします。

②介護保険のサービスと併給が可能な旨の案内について

介護保険法の規定による介護給付が優先されることが、あたかも介護保険のみの利用に制限されるという誤解が生じないように、適切なご案内をお願いいたします。

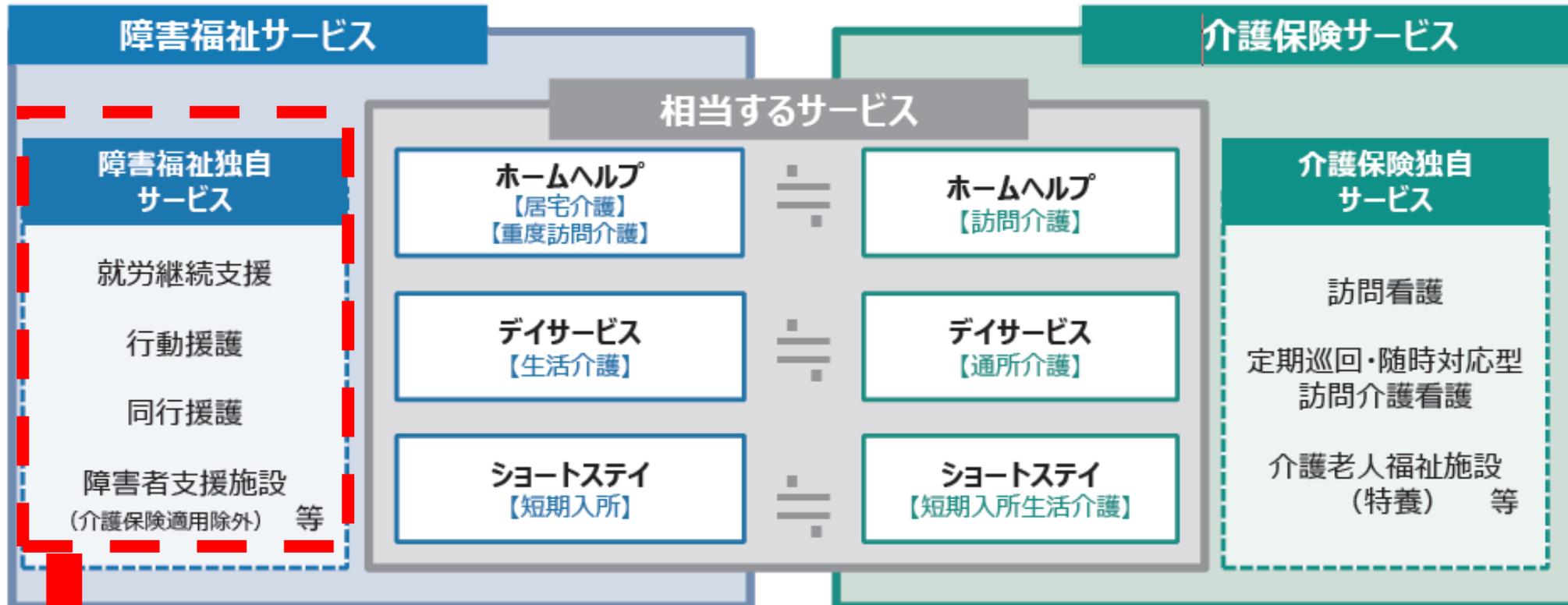
介護移行後の利用サービスの調整にあたり、介護保険のサービスに移行するものと、引き続き障害福祉サービスを利用するものについて、本人や家族、ケアマネージャーと共に整理・振り分けをお願いいたします。

障害福祉サービス利用者の介護保険のサービスへの切替



障害福祉サービスと介護保険サービスとの関係

- 障害福祉制度と介護保険制度においては、それぞれ様々なサービスが設けられているが、サービスの内容や機能面から、障害福祉サービスに類似する（「相当する」）介護保険サービスがある場合には、障害者総合支援法第7条に基づき、原則介護保険サービスの利用が優先されることになる。



介護保険のサービスに移行後も相当するサービスがない場合は、引き続き障害福祉サービスの利用が可能です。

資料等確認報告について

以上で、令和5年度「介護保険サービス事業者等及び障害福祉サービス事業者等集団指導」を終わります。

最後に、「船橋市オンライン申請・届出サービス」より資料等確認報告をお願いします。
資料等確認報告をもって、令和5年度の集団指導への出席とします。

URL : https://e-shinsei.city.funabashi.lg.jp/city-funabashi-u/offer/offerList_detail?tempSeq=3835

ご視聴いただき、ありがとうございました。